

平成28年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月23日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月26日 午前10時00分		
	延 会	9月26日 午後4時53分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成28年9月26日（月曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	質 疑
2	議案第42号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第43号	平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	質 疑
4	議案第44号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	質 疑
5	議案第45号	建物の取得について	質 疑
6	議案第46号	工事請負契約について	質 疑
7	認定第1号	平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑
8	認定第2号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
9	認定第3号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
10	認定第4号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について質疑いたします。

提案理由には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための云々といろいろ書かれています。今までの墓地のつくり方は農業委員会の云々で、土地を農振から外したところを転用という形で農業委員会の手続を経ながら、県の農業委員会の許可をもらいながら個人個人で墓地を建ててきた経緯がありますけど、そして今進んでいるのは各地域、各字ごとにこの辺は墓地が適当でしょうと。大体、集約して今やってきておりますけど、今後は中南部みたいに業者が入ってもいいという形の法律だと思っておりますけど。伊豆味に創価学会の大きな集団墓地があります。見に行ってきました。立派に整備をして管理棟も2階建てで常駐している状態でありますので、今後、そういう業者が今帰仁村に入ってくるときには、この中にも大体ありますけれども、3条云々で「村長が認めた場合はできる」とありますけど、これは宗教法人とか法的機関が来た場合は、今帰仁村の農業委員会で審議して議会でも諮る必要があるなと感じますけど、この点答弁をもらいたいと思います。

いろいろ墓地等では前々から県でもいろいろあって、トラブルがあったところもありますので、南部でも。今帰仁村はないようにしていくべきだと思いますので、個人がやっている墓地云々、地域でやっている墓地云々あって、今から業者が入ってくるという形になると思いますけど、ここに事務所があればオーケーという形に見えますけど、詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

今後、本村でこの許可を出す場合に、法人等が入ってきた場合に議会の議決が必要か、それからその申請についての具体的な説明ということなんですけれども、現条例の3条に墓地等の経営主体を地方公共団体、それから村内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ永続的に墓地を経営しようとするもので、宗教法人それから公益社団法人及び公益財団法人と規定していますけれども、議会については、かける必要はないということで理解をしております。今後はその墓地条例の中にもございますように、まず第4条に事前協議というのがございます。これは申請を出す前に村と十分に協議をするということになりますので、その中で公益法人であったり、宗教法人がちゃんとこうした経営ができるかというものを諮っていくということになります。その中で現在、村の各課長が委員となっている今帰仁村墓地基本計画等検討委員会というのがございますので、その中で個別法とかそういったものを含めながら調整していくということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 これについては従来どおり個人とか地域、字でやっているところもありますよね。

今後、字で集団墓地とか今やっていますよね、湧川も。こういうところにも事務所が必要なのか、今後なりそうなのか。また、集団墓地の近くも土地が少なくて、今は個々で自分の土地で農振とかが外れた地域、山手のほうとか農業に適さないところを使って、農業委員会の許可を得ながら県の農業委員会も支援しながら今墓地をつくっている状況ですけど、この中でやりながら新しいのが入ったということで理解していいですか。業者も村内で、中南部もそうやっていますのでね。業者も入りつつあるんですよ、今。もう伊豆味は入っていますのでね、大きいのが。あれは何千基とありますよ。立派に碁盤の目のように縦横に立派に整備されております。私が聞きたいのは、今までどおりの方法も可能なのか。個人個人で今までやってきました。また地域で集団墓地化してですね、各地域あるんですよ、今帰仁村は。この辺はということでまとまったところがありますので、そういう方法で今後もできるのか。プラスアルファで2つ今から墓地のつくり方が変わってくるのか。業者と今までどおり我々個人で地域でやっているつくり方で。というのは、お家より墓は大変なんです。100年も200年も続きますので、お家は移動するにも簡単だけど墓は難しいんですよ。昔、教育委員会の前にもあった墓もありましたよね。あれも相当かかりましたので。墓については立派に位置づけしないと今後に支障があるからということで、土地改良したところには15年は何もつくりませんとありますので、今後、農業云々で使いそうなところは墓地は認めないと今まであるものだから、今後業者が来るときは、まとまった土地を使う可能性がありますので、ぜひこれは農業委員会プラス課長会でも審議するという事ですので、慎重にですね、住宅よりも慎重にすべきだと思っていますので、もう一回答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時09分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

個人それから法人等ですね、そういったものから申請が来た場合に、権限移譲前とどういったふうになるか、今後もこういった形でできるのかという質疑だと思うんですけども、墓地基本計画の中に墓地区域と墓地規制区域を今後設定していく方針なんですけれども、その中には墓地規制区域については農業振興、地域の農用地区域、それから海岸国定公園、保安林ですね。こちらについてはいずれも国ないし県の許可が必要ですので、そういった許可が必要ということになってきます。法人、個人もちろん申請をする場合ですね。これは権限移譲前、移譲後も変わりません。それから、その権限移譲前と変わるものとしては、まず事前協議が入っているということですね。村と事前協議をしてもらうということで、法人の場合には周辺住民、それから近隣の住民に説明会を開催しないといけないということがありますので、そういった中で説明を地域住民に十分説明して、理解を得るとということが条件となっておりますので、そういったことで許可、申請とか事務を推進していきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 さっき課長が権限移譲ということでありましたので、私も前に県へ行ってきました。あのときは謝花喜一郎さんが担当でしたので、農振除外云々ですね、今は県でやっていますよね。転用も墓地も宅地も。権限移譲の云々で新聞に載ったときに、権限移譲で地域自治体がとった場合、「県の

職員は減るか」と言ったら「減らない」ということでした。アンシェー地域に仕事を多くして、この負担分は予算はあるのかと聞いたら、ないと。アンシェー、各自治体は難儀ビカーシャー、この見合った金額もらえなければ意味ないさ、これはとる必要はないと言ったことがあるんですよね。今からそういうものが国から県、県から自治体におりてくると思いますので、このときはぜひとるときは予算面もとりながらしないとですね、こっちは職員を1人ふやして担当を入れるんだけど県は人数も変わらない。アンシェー、あなたたちの仕事は減るけどということと言ったことがあるんですけど、ぜひ今後、権限移譲でとるときは予算までとっておかないと、こっちは負担増になりますので、ぜひそういうことも考えながらとってもらいたいなということでもあります。以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について質疑いたします。

ちょっと確認でございますけれども、今回の条例の中の第5条、墓地等に接する土地というのは隣接住民というのはわかりますけれども、及び周辺の建物の所有者というのはですね、大体その墓地からどれぐらい離れた距離までの住民のことを言っているのかですね。それとその下にあります「村長が特別の理由があると認めるときは」とありますけれども、この特別な理由というのはどういったものが想定されるか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 11番座間味の質疑について、説明いたします。

第5条にあります隣接住民それから周辺住民についてなんですけれども、隣接住民というのは墓地等に接する土地の所有者並びに当該土地に依存する建物の所有者、管理者等となります。それから墓地等の計画地が存する土地の自治会長、それから墓地の計画地が他の自治会区域内の土地に接する場合には、その当該土地に接する自治会長。それから周辺住民になりますけれども、これについては、例えば申請者が宗教法人または公益法人等の場合に該当します。まず1つ目に、墓地または納骨堂にあっては、その区域の境界から100m以内に存する建物の所有者、それから管理者等になります。それから火葬場にあっては、その区域の境界線から200m以内に存する建物の所有者、管理者及び居住者ということになっております。

第5条のただし書きに該当するものなんですけれども、これにつきましては説明会の開催ということになりますので、先ほど申しましたように法人等がそれに該当します。例えば個人等である場合には、その説明会にはただし書きとして該当しないということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時16分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第41号について質疑いたしますが、先日もらった資料がありましたけれども、法人所有者と個人の申請者があるんですけど、これは適用しないとかいろいろあるんですけど、法人格と個人の方でしたら。その理由、何カ所かずれがあるんですけど、その理由の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 その条例の中で説明した際にお配りした資料の中で、第8条関係とか第9条関係の墓地の構造基準それから墓地の設置場所の基準について、移譲前と移譲後に適用が異なるものがあるがその内容についてということの質疑だと思うんですけども、構造基準では墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すことというのが県の場合は適用するが、村の場合は適用しないというのがあります。これにつきましては、土地の状況、特殊な構造等から付近に公衆衛生上支障がないと認めた場合にはこの基準を緩和することができると思いますけれども、例えば、既に先ほど1番議員からありましたように集団化された墓地等ですね。そういった場合には周辺にその樹木関係とかは必要ないんじゃないかという、そういったものも策定委員会の中で話が出て、こちらは適用しないということになっております。

それから墓地の設置場所の基準については、国道、県道その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。それから公園、学校、病院、その他公共施設または人家から100m以上離れているということについては県…、失礼しました。今のは権限移譲前、権限移譲後も一緒ですね。先ほどの説明になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 提案理由にですね、本村の地域特性に応じた墓地行政をと書いてあるんですが、これは県の指針、県のとほとんど一緒で変わらない内容なんですか。この権限移譲後の今帰仁村条例という、先ほど述べた適用、適用しないとかそういったものは。その辺答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

この条例についても権限移譲後、県の規則等と変わりが無いかということなんですけれども、墓地の構造基準それから設置場所の基準については、今帰仁村墓地基本計画策定委員会の中で話し合われて審議し決定している内容でございます。それから先ほど申しましたように、県では適用する部分があつて村では適用しない部分も1カ所ございます。それから条例の中にも県と違うのがありまして、それが第4条の事前協議を行う。事前協議等ですね。これは村と事前協議を行うということになります。それと説明会の開催については県の内容と変わると考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第42号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第42号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由には農地法の一部を改正する法律の施行に伴い、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行う

こととなったことにより、この議案を提出しますと書いていますけど、農地法が一部改正されたということでもありますけど、この中に農業委員会が農地の借地料情報をするという形でもありますけど、これは農業委員会で土地の使用料、こっちは50円、こっちは30円とか決めるのか。それで今までは大体で決めてやっている方もいるわけです。こっちは土地改良されているから50円、こっちは傾斜だから30円ということで、また反収が上がる作物を植えた方々は、賃借料を高くしても借りている状況が今あるんですよ。牧草、草地を借りている方は30円とかで面積を多く借りるから。そういう形で実際に賃借料はやっていますけど、役場で農業委員会で決めてやるのか。もう一点は、決めないけど、この辺は幾らで貸していますよという情報を、土地を借りる側に情報を提供するのかということに質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいま1番與儀議員の質疑について、ご説明申し上げます。

この小作料について、農業委員会で決めてやるのかという質疑でございますけれども、今婦仁村の農業委員会内において、今婦仁村小作料協議会がございました。その役割として農地法の第24条の2に基づいて、農業委員会はこの区域内の農地内につき、その自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとの小作料の額の標準となるべきを定めることができるというふうになっておりました。2番目の質疑になるかと思えますけれども、情報をどうするのかということなんですけれども、これは関連しますけれども、農地法の改正によって標準小作料制度が廃止になったことに伴って、今回別表から小作料協議会を削除させていただいているわけなんですけれども、改正農地法の52条に賃借料の情報の提供を農業委員会がやっていくことになるということでもありますので、小作料協議会である一定の農地の単価、単価と言いましょか借地の目安になる単価を定めていたところ、これを廃止することでかわって平均をとられているこの借地料の単価について公表を行っていくということで、業務が変わってまいります。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今までは個人情報云々で、これは公表やっていないんですよ。隣の面は100円で借りて、同じ土地改良でもウマー50円で、高く貸したいなということがあるわけです。違法でね。今まではなかったわけよ、これ。同じ地域でも、同じ土地改良でも値段がちよっとずつ変わるところがあるわけです。個人の事情によって。また、面積によってもかわるわけ。100坪まとまったところにあるのと1,000坪がまとまって利用したいところがあるさ。利用の目的が違って単価も変わるところがあるわけです。30円のところもあるし50円のところもあるし100円のところもある。個人個人でやるわけで、それでいいでしょうということをするものでやっている。ヤミ小作もそうなんです。農業委員会に手続をして利用権設定したところはちよっといいですよ。ヤミ小作のものは無作為でやっている状況だと思っています。これがプラスに出るのかマイナスが出るのかは個々の借り手、貸し手が考えることだと思うんですけど、このラインを撤廃して、今後は相対で値段を決めていく。昔はこの辺は大体50円でしょうとか、土地改良されているから50円でしょう、整備しないといけないところは30円でしょうという暗黙のルールみたいなものがあつたんですよ。だけど、これがなくなって今後は借り手、貸し手だけで決めているけど、これは公表するということが理解していいのか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 1番與儀議員の質疑に対して、お答えいたします。

基本的には農地の貸し借りについて相対での契約というふうなことになっていると思いますけれども、今回、農業委員会が公表する情報についてはですね、利用権設定されているということがありましたがけれども、利用権設定されているものについて平均単価と申しましょうか、それについての公表ということになっております。これちなみに農業委員会では10a当たりとか坪当たり幾らという形での公表となります。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 じゃあ今からは利用権設定した担い手、貸し手、借り手側もこっちは幾らですよという形で、周囲全体がわかるということですよ。隣が50円だから、アンシェーこっちは50円という形になりつつあるんですよ、今後は。情報が一緒になるので、今までは情報がわからなかったから、個人個人で見えないところで50円、30円とやってきた経緯があるんですよ。

次に私が聞くのは、ヤミ小作は利点もマイナス点もある。プラスも。マイナスはヤミ小作のところでは事業を入れることができない。ハウスとかね。これでもヤミ小作は本人が望むからヤミ小作をするんですよ、ほとんどが。今、利用権設定されたところはいいですけど、一部問題なのはヤミ小作なんですよ。土地があっても不毛地になっても、担い手農家に貸さない土地が今帰仁村より別は多いです。今帰仁村は農業が進んでいますのでハウスも休耕地も少ないですけど、別の市町村はいっぱいあります。だけど今帰仁村もまだあるところはあります。ぜひそういうところも農業委員会に頑張ってもらいたいと思っています。でないと、この土地を借りたいけれども草地在り少ないです、今帰仁村はまだまだ。牛ももっと飼いたいんだけど草地在りないからとセーブしているところもありますので、ぜひそういう面でできるだけ利用権設定させるように評議委員会でも推進してもらえたら、今後また今帰仁村の農業がプラスに転じると思っていますので、よろしく願います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。(休憩時刻 午前10時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午前11時06分)

日程第3. 「議案第43号 平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題とします。

一般会計については歳入は一括、歳出は1款、4款、6款、10款でありますので、まず歳入から行います。歳入は一括です。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳入です。8ページから行きます。予算から分担金及び負担金、1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金災害に強い栽培施設の整備事業868万6,000円。これは農家負担金だと思うんですけど、今は何パーセントになっているのかですね。前と変わらないのか。前もこの分担金を集めて農家への指導云々がありましたけど、今度またそういう指導をやっていくのかどうかお伺いします。

それと9ページ、歳入、15款です。国庫支出金の2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備云々交付金とありますけど92万7,000円。それと下の地域医療介護総合確保基金事業補助金として3,758万9,000円ありますけど、その説明と次の5目土木費国庫補助金2節公営住宅の村営兼次第2団地の791万4,000円。入居については仲宗根団地みたいな入居方法をとるのかですね。それと仲宗根団地のほうとかもいろいろもめました。学校区域をどうするか。番地は天底だからということがありました。結果的には向こうはということで学校区域は今帰仁小云々で答弁がありましたけど、兼次第2団地も住所は今泊なんですよね。だから行政はどこに入るのか、自由なのかですね、村からも指導があるのかですね。仲宗根団地のほうは学校関係もあっているいろいろな質問がありました。学校はどこに行くかありましたけど、その学校云々ではなくて字で区だと思っんですね。今泊の番地だけ兼次に入っている人もいるしという境界線ですね。諸志もみんな。これは行政で指導があるのか。個々で自分で行きたい字に行けるのかどうかですね。今から入る人からこういう質問がありましたので、行政がどこまで入っていくのか兼次団地について答弁を求めます。

それと下の6目教育費国庫補助金1節学校費補助金の一時預かり事業。そろそろ幼保連携でいろいろ出てきますけど、次の下の放課後児童健全育成事業の説明を求めていきたいと思います。

次、11ページの歳入、16款県支出金、2項県補助金の4目農林水産業費県補助金のさっきの個人負担云々の負担金がありましたけど、1節の農業費補助金の災害に強い栽培施設の整備事業2,481万4,000円のこの施設の場所ですね、どこの地域に施設をやるのか。次の6節畜産業費補助金の750万円。肉用牛生産振興特別対策事業というんだけど、これはどういう事業なのか。種牛を持って来るのかどうか説明求めます。

それと7目土木費県補助金の1節沖繩振興公共投資交付金の公的賃貸住宅云々で事業がありますけど、193万5,000円これの説明。どういう事業で公的賃貸云々というのは村営住宅についてのことなのか、お伺いします。

次、13ページ。19款繰入金です。1項繰入金、1目繰入金の1節。こっちに繰入金がありますけど、財産購入基金1,000万円の説明と、下の今帰仁村入学準備金貸付基金600万円あるんですけど、説明を求めます。

最後に16ページです。21款諸収入、5目受託事業収入、10目教育費受託事業収入の中に1節の渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査1億3,478万4,000円の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時14分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時14分)

我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの1番與儀議員の質疑に対して説明いたします。

8ページ、歳入、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金でございますけれども、災害に強い栽培施設の整備事業の受益者の負担割合についてだったと思います。これについては歳出のほうとちょっと関連いたしますけれども、6款に組んであります災害に強い栽培施設の整備事業の工事請負費が3,350万円がございますけれども、これが総事業費になります。それから消費

税分を抜いてまずは2割。2割が農家負担、これプラス消費税ということに負担割合はなっただけあります。消費税はまず外して、消費税を抜いた分の20%プラス消費税ということになります。農家が負担します。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

9ページになります。15款2項2目1節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてまずご説明いたします。これは3款1項2目19節の支出で組んでおります。財源として国からの補助金でございます。事業ですけれども、介護従事者の負担を軽減するために介護ロボットを導入するという事業を乙羽園で今年度実施することになりました。それに伴う国の補助分でございます。

続きまして地域医療介護総合確保基金事業補助金でございますけれども、こちらでも支出のほうで3款1項2目19節に組んでいる事業。認知症の対応型共同生活介護事業、グループホームでございますけれども、そちらの建設に係る国の補助金となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

9ページ、15款2項5目土木費国庫補助金、2節の村営兼次第2団地新築事業の791万4,000円の件ですが、これは当初予算に村営兼次第2団地事業の当初予算が1億5,993万5,000円計上しておりましたが、今回9月補正で事業費の増額が認められまして、この増額の費用となっております。この増額分についてはですね、団地を建設するときの磁気探査、あと確認検査とかですね、あと外構工事等ですね。構内のアスファルトのものとかに充てる事業費となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時19分)

島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

村営兼次第2団地新築事業を来年から募集で行う予定ですが、募集のほうにつきましては仲宗根団地の方法で公募で募集をやりませう。あと、6月議会において村内に関する住所要件を撤廃しておりますので、北部連携促進事業の趣旨にのった形での募集という方法になります。あと、旧兼次中学校、小学校についてはですね、番地が今泊番地になっています。確かに議員質疑のとおり、どちらにするかということで住所を現住所にするのかということで、ちょっと入り組んだ場所ですので、その団地につきましては区長会なりと協議しながらやっていきたいと思ひます。諸志と兼次についても入り組んだ場所がありますので、その辺、村全体のこういった課題についての区域指定とかですね、そういったものが村においてまだきっちり定めていないので、その辺も検討しながら今後ともやっていきたいというふうに思ひます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

9ページ15款2項6目教育費国庫補助金の1節学校費補助金のうち、一時預かり事業と放課後児童健全育成事業がござひますが、こちらの事業につきましては一時預かり事業については昨年度から実施してい

ます幼稚園での午後の預かりに係る預かり保育員の賃金等がこの事業に該当しまして、国庫補助を3分の1いただき、そちらのほうに計上しております。それから放課後健全育成事業につきましても、そちらのほうは平成25年度から事業を導入しておりますが、本年度事業に係る事業費の3分の1の876万9,000円を計上しております。昨年度までは県からの補助金として3分の2が届いておりましたが、今年度より国庫補助金分の3分の1と県補助金の分を3分の1ずつ別々に計上するという形で歳入のほうに組んでおります。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

11ページ、歳入の16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の災害に強い栽培施設の整備事業。負担割合については先ほどのご説明でということでありまして、その実施場所についてであります。これについては今回補正で上げておりますものにつきましては与那嶺地区でスイカを生産していらっしゃる3戸の農家さんを対象にして、ハウスの棟数的には21棟の計画で、4,320㎡を予定しております。

続きまして肉用牛生産振興特別対策事業についてご説明申し上げます。これにつきましては肉用牛生産振興特別対策事業についてですけれども、村内の飼料生産組合に対する牧草収穫・調整に使用される機械等の格納庫、倉庫ですね。倉庫の整備の事業でございます。当該生産組合3戸の生産組合から形成されている組合でございますけれども、その生産組合が事業主体となりまして、県から来た補助金をそのままトンネルで流していくというふうな仕組みになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 11ページ、16款県支出金、2項県補助金、7目土木費県補助金、1節沖縄振興公共投資交付金の中の公的賃貸住宅家賃低廉化事業の193万5,000円に関してでございますけれども、これにつきましては公営住宅法にのっとり公営住宅というのは低所得者層の生存権保障の趣旨にのっとり法律も施行されておりますので、その辺で家賃を建設費等を家賃に転嫁しないように低廉化した分に関して建設費に関する事業とか、維持、原価償却費ですね、そういったものに活用していいということでの国からの、県からの補助金ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時27分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 1番與儀議員の質疑について、説明します。

13ページの19款繰入金のほうの話ですが、まず1点目に財産購入基金ですね。これは基金のほうから取り崩してですけど、1,000万円の内訳ですが、その中から児童福祉総務費の中の幼保連携一体化施設用地関係のほうに830万円ですね。830万円を財源として充てています。それから道路維持費の用地関係です。購入費ですね。道路維持費のほうに70万円ですね。それから道路新設改良費のほうに用地購入関係の経費がありまして、そこに関してもこの100万円ですね、それを財源として充てています。それから今婦仁村入学準備貸付基金のほうですが、これは事務局費のほうの、教育予算のほうの事務局費のほうの貸付金で

すね。入学準備資金の貸付基金のほうに充当している繰入金であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

16ページ、歳入、21款諸収入、5項受託事業収入、10目教育費受託事業収入、1節埋蔵文化財発掘調査ということで、渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査についてでございますけれども、この調査につきましては渡喜仁地内で計画されているリゾートホテルの建設について、当該周知の埋蔵文化財、渡喜仁浜原貝塚となっております、その文化財包含地において工事をする際には、文化財保護法により適切な保存措置を講ずる必要があるということで、今回記録保存。本調査ですかね、本調査に持っていくための費用を計上しております。その費用につきましては受託調査という形になりますので、歳出ページ45ページと同等となるということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今回の答弁の方法が一番わかりやすいです。今後もできたら、そういうふうに順序よくだったら、こっちも次の質疑がやりやすくなりますので、よろしくお願ひします。一つ確認のために個人負担ですね、農家の負担分は工事費の2割プラス消費税ということで了解していきたいと思います。

次、9ページ、地域介護・福祉空間整備事業ですが、介護をやっている方の支援をやっていきたくて。これはいいことだと思っています。介護現場は今ハードで、いろいろ担い手が不足して、あちこちに募集をかけています。病院でもどこでも、また老人ホームでもそうですので、いい事業だと思っていますので頑張ってもらいたいと思います。次の地域医療介護総合確保基金事業補助金ですね。今の課長の説明ではグループホームの建設云々ということであって3,758万9,000円ということで予算がありますけど、これグループホームは今帰仁村のどこかにもう1軒つくるのかですね。今はあちこちにあります。このグループホームはいろいろ前に申請した人が外れて、こっちではないんですね、これを審査するのは。広域連合ということで、質問の電話があったことがあります。「ヌーチ、ワッター申請したけど、プレゼンテーションもしないで審査するのか、はがき1枚で」とあったんですよ。あのとき担当は輝也さんだったから聞いたことがあるんですよ。どういう方法でこの選定するのかですね。これもまた向こうの広域連合で審査して、はがき1枚で申請した人を却下するのかですね、今も。前はそういう理由がありましたので。あるグループホームだけ3回も4回もとるのか。私たちは新しくやりたいのに、何で私たちを入れないのかと苦情がありました。どこのグループホームがまたつくるのか、また新しい人がやるのかですね。答弁求めます。

次に村営の兼次第2団地、さっき課長の説明では村外からも云々ということでありますので、私が聞いたのはどこの字に所属するかと聞いた、これですよ。村外から来た人はですね、どこに入っているかわからないと思うんです。あの中間地点で諸志に入るのか兼次に入るのか今泊に入るのかということで、新しく来た人には行政で指導するのか、自分任せにするのか出てくると思うんですよ。だから要件についてはいろいろ今から出てくると思っていますので、とりあえず村外からも云々ということで事業にありましたので、村外でも従来、今帰仁村に生まれ育った人が村外から来るのかですね。新しく本土からでも、他市町村からも受け入れるのかどうか答弁を求めます。

次、さっきの次の預かり事業ですね。午後からということですので、どこの保育園、施設でやるのか。これには幾らの預かり費用が出るのかですね。父母が預ける、これはみんなが預かりをお願いした場合はどうなるのか。パンクするのかですね、受け入れ人数は何名なのか答弁を求めます。

次、11ページです。経済課長、730万円の倉庫云々とありましたけど、倉庫だけなのか機械はないのかですね。やはりこれ畜産云々で倉庫だけではだめだと思うんですよね。前に倉庫プラスアルファで機械もありました。ぜひ機械も入れないと農家が活性化して事業できないと思っていますので、機械を、草を刈り取って集めてローラーで巻く云々もありますので、これまでも私入れるべきだと思っています。一式で畜産を担う業者、もう担っていますよね、わかっていると思いますので、できましたら倉庫だけ、お家だけをつくっても何もできないんですよね。機械までも取り入れるような事業を進めてもらいたいなと思っています。この答弁まで求めます。

次は振興策の振興公共投資は、これは今の兼次第2団地だけ適用するのか。今ある村全体の団地にこの補助は適用するのかですね。今までつくった団地はもう低いです、家賃が。みんな包括しての適用なのか、新しくつくる団地だけに対する補助事業なのか答弁求めます。

13ページですが、繰入金の今帰仁村の財産購入は、さっきの企画財政課長の説明では土地云々あると言ったけど、これは全体の購入なのか1カ所なのかですね。今からつくってやりますが、天底もありました。ウージ畑からの。全体を包括しての予算なのかですね。今からも出てくるのかですね、説明を求めます。それと入学準備貸付基金とあったから、私は大学とか専門学校へ行って、入学金をつくれな親たちが、これを貸与して、借りて入学金の補助にする事業なのかとと思っていましたけど、ちょっと違うみたいですので、再度説明を求めていきたいと思っています。できたらこんな事業もあつたらいいなと思っています。100万円かかるけど50万円使って足りなくてという人もいますので、ぜひそういうのもできたらなと思っていますけど、入学準備金とあつたものだから、父母がこのお金を利用して入学準備金ができるような事業かと思っていましたけど、違うみたいでしたので、再度説明を求めていきたいと思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時41分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時42分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

9ページのほうでの事業、地域医療介護総合確保基金事業補助金について、先ほども申し上げましたがグループホームの建設になります。こちらはただいま第6期介護保険事業計画の中で進められている事業でございます。介護広域が定める事業計画の中で、今帰仁村はこの平成27年から平成29年の間にグループホームを1軒建てましょうというような計画がございます。これは現在、グループホームわくがわが同じタイプの事業所になりますけれども、この認知症対応型の共同生活介護事業所は村内の認知症の方々を対象にしておりますが、事業所自体は9名の入所計画でございまして、今回東に1事業所ございますので、今帰仁村としては西地区のほうにもう1事業所ということで、介護計画、介護事業の計画にのって事業を進めることとなります。それから審査ですけれども、先ほど平成27年から平成29年の6期の事業計画の中で、今現在の今帰仁村の現状等を踏まえてですね、意見書も提出をした中で募集をかける手順を介護広域

が進めている中で、応募した事業所が1件ございました。その中で資産の能力であったりとか、事業所の整備計画であったり、建設場所の立地条件であったり、例えば定款の整備であったりとかスタッフの適用の計画等も全てを網羅して審査が行われますけれども、それは介護広域で行っていることでございます。現在、今帰仁村としては適正な事業数としても村内の住民を対象にして、いずれも9名、9名の入所でございますので、現在は東に1つ、西に1つということで、これが適正な事業数ではないかと理解しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 村営兼次第2団地の新築に伴う、どこの字に加入するかどうかの件についてでございますけれども、今、行政区の関係のものと字界の入り組んでいるところがありまして、このへんの整備が本村の場合においてはまだきっちりと規則等、条例等含めてされておりません。市街化につきましては直近でやられているのが読谷村のほうが結構自治会等の整備等含めてやっております。その辺の整備等が必要あるかどうか含めて、区長会との協議も重ねて、その辺は今後検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時46分)

島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 答弁漏れがございました。他市町村からの受け入れにつきましては、先ほども説明いたしましたが、北部連携促進事業を導入しての事業でございますので、北部地域の人口増に資するという目的がありますので、他市町村の方々も含めて北部地域の人口増に資する内容に沿って募集をかけていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの與儀議員の質疑について、お答えします。

9ページの教育費国庫補助金の一時預かり事業につきましては、どの場所で実施しているかということですが、兼次、今帰仁、天底の3幼稚園で月曜日から金曜日まで午前中の幼稚園保育が済んだ後、各園で預かり事業を実施しております。また、土曜日につきましては今帰仁幼稚園の1施設において実施しております。それから利用人数に制限があるかということなんですが、預かり事業については1クラス30名以下となっております。現在、兼次では1クラス、今帰仁幼稚園では2クラス、天底では1クラスの子供たちがそのまま平日は幼稚園と預かり事業を利用しているという状況であります。

料金につきましては預かり事業を利用される場合は1月5,000円の負担額になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 1番與儀議員の質疑に対して、ご説明申し上げます。

11ページです。肉用牛生産振興特別対策事業、これについて今回の事業の実施について格納庫だけかということでの問いだったと思いますけれども、これにつきましては今回は格納庫のみということになります。この事業実施を行います生産組合についてはですね、以前に機械は導入された経緯がございまして、その機械を導入するための格納庫の整備ということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 11ページ、公的賃貸住宅家賃低廉化事業についての質疑でございますけれども、それにつきましては兼次第2団地も入っているのかということでございますが、兼次第2団地は入っておりません、この事業につきましては昨年つくりました仲宗根団地の事業についてのみの適用です。平成27年度から平成32年までの国の補助ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 與儀議員の質疑について、説明します。

13ページです。財産購入基金について今後も使っていくのかというような趣旨の質疑だったと思うんですけど、説明申し上げましたように今回、1点目は民間が整備します幼保連携一体化施設ですが、東地区のほうの用地に関しては村のほうで準備するという話になっていたと思いますので、そういう形の中で担当課のほうから補正として計上に上がっていましたので、基金の目的上で今回充当している状況であります。

それから、あと道路関係ですけど、道路関係につきましては過去に事業をいろいろやっている中で、相続とかそういったものがまだ確定してなくて、これがまだだったものが相続が担当課からできていて、地主といけるといものになった分に関しては、そういう状況があったときにこの財産購入基金の財源も踏まえながら基金をとり崩して購入するような方向に持って行っている状況です。これに関しては今後もそういう要件が事業課のほうから出てくれば対応していきたいというふうに考えています。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

13ページ、繰入金の中で最初の質疑の中で企画財政課長のほうから説明がありましたが、今婦仁村入学準備金貸付基金につきましては、本年度当初にですね、学校教育課の予算の中で設立金を600万円計上していただきました。そちらを今回繰入金として受け入れて、貸付事業を実施するために貸付金という形で歳出のほうに計上させていただいております。この600万円につきましてはお一人30万円の20名を予定してまして、それで600万円という形で計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 1点ですが、さっきのグループホームですが、前々からいろいろな話がありました。何でイリシマにないのか。何でアガリシマばかりやるのかということ、何で同じところが2回も3回もとるのかなど。これは偏っていないかということもありましたので、質疑を今しています。ぜひエリアが云々という話がありますので、ぜひ必要ということでいろいろ向こうからもありました。今回本当に今泊にこういう施設ができるということは、バランスのとれた支援ができるなと思っておりますので、いいことだと思っております。

次に、預かり保育ですが、幼稚園だけではなく小さい1年生も将来適用する方法ができないのかなということがありますので、将来検討できたらなということで、小さい子供たちも早くあがるから、父母は5時、6時まで仕事だから心配ということがありますので、もし枠を広げる状況になった場合はということでありましたので、検討課題だと思っております。

13ページですが、入学準備基金ですね。もう少し金額があれば本当に我々今帰仁村の子や孫が人材育成のために活用するお金だと思っています。育英資金もまだまだ不十分だと思っています。これが今、いろいろ問題になっている子どもの貧困につながっていると思っていますので、ぜひこの金額も徐々に、ふるさと納税も云々ありますので、今帰仁村の子や孫のために使ってくださいということもあると思っていますので、ぜひ枠を広げて今帰仁村の子供たちがもう少し多くのメンバーが羽ばたけるような状況をつくるべきだと思っていますので、いい事業なのでもう少し規模を拡大してもらいたいと思って質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時56分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 16ページですが、発掘調査の件なんですけど、これは教育費受託事業収入というのはどういったものなのか説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 9番山城議員の質疑について、説明いたします。

16ページ、21款諸収入、5項受託事業収入、10目教育受託事業収入、1節埋蔵文化財発掘調査ということで、渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査について説明をいたします。先ほど與儀議員のほうにも説明をいたしましたが、今年度、当該地において平成19年度に試掘調査を実施しています。その成果を踏まえてホテル建設前に埋蔵文化財の保存措置が必要という旨を伝え調整しているところでありまして、適切な保存措置をとる必要があるため、今回の予算措置に至っているところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時33分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 答弁漏れがございました。失礼いたしました。この費用につきましては受託収入ということで、開発側が本調査に入るために開発側が持つということで、歳入、歳出という形に今回補正に上げております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳入、16ページです。21款諸収入、5項受託事業収入、10目教育費受託事業収入の1節の渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査ですね。これの発掘調査に着手する予定の時期ですね。それから、この調査事業が完了するだろうという現在の段階で想定される完了時期についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいま6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

16ページの渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査につきましての発掘の時期、完了の時期ということでお聞きしておりますけれども、その件につきましては、まず今回の流れとしましてホテル側から記録保存というような措置がありまして、その記録保存は開発側のほうの村に委託し、村はこれを受託して調査を実施しま

す。平成19年度に試掘調査を実施しております。今回は先ほど申しましたように本調査が入って、これからの流としましては、まだ開発側が固まっていない状況でございます。そこに図面等が固まり次第、文化財としては協定書を締結する仕組みになっております。そういうふうな流れであります。記録保存調査にかかわる経費、期間についてもこれから協議をしていくような状況になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時35分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時38分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この事業は平成19年に試掘をされたということでありまして、同じ業者ということであるということでありまして、この業者の名称と代表者名と住所、それがお答えできれば答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について、説明します。

事業者名、住所等につきましては私のほうではちょっと把握しておりませんが、これは開発側になるかと思っております。そういう形で開発、企画財政課のほうになるかと思っておりますが、そのような形での説明にかえさせます。お願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時39分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 6番吉田議員の質疑に、説明いたします。

今お話にありました渡喜仁のほうのホテル開発に関しましてはですね、平成21年8月に沖縄県から開発の許可を受けています。その当時の開発業者の名前は株式会社クロスリゾート今帰仁というふうに理解しています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この株式会社クロスリゾート今帰仁、そこが計画しているそのホテルの面積、何階建てかとか、そのあたりの事前の申し出が県の許可を得るためにあったと思うんですけど、その規模についてもしわかれば、そのことと、それから場所ですね。この渡喜仁の雑貨店のあった場所からおりにって左側なのか右側なのかその辺。崖のすぐ下なのか。左側のすぐ左なのか、左側に入ってずっと西側に入って行って、西側の方にまで結構行ってから、その下あたりになるのか。場所についてお答え願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

平成21年当時は8階建ての予定でありました。平成21年に8階建てで許可を受けていましたけど、今帰仁村におきましては平成25年9月ですか、景観条例が施行されていまして、その中で調整する中で、開発当時はそうだったんだが今は景観条例があるからということで、事前の検討委員会といいますか、景観委員会を開いていただいて、当時は8階建てだった予定が今は6階建てというふうな方向で今調整が進んで

いるということです。あと、場所については先ほども議員がおっしゃっていましたが、下っておりようとするところのベル・パライソではなくて左側の崖の下のほうです。左側ですね。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳入について質疑いたします。

17ページ、22款1項村債7目その他債。臨時財政対策債796万1,000円がありますけれども、この起債をして何をするのか。この中身の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの5番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

17ページの臨時財政対策債ですが、それは起債をどれに充当するかという話でしたが、臨時財政対策債は一般財源として活用できるという話です。当初予算では1億900万円を見積もっていたんですが、要は当初予算を計上する中で、国を通して沖縄県のほうから臨時財政対策債に対する事業調べというのがありまして、そういったものを申請する中で、今回補正に上げております当初予算プラスの796万1,000円の許可が出たものですから、第2表に増額の再補正をしているというのが現状です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 16ページの文化財の調査費、これは渡喜仁の先ほど言ったところですが、前にも調査をやっていますよね。調査して終わっていますよね、ここは。それで坪数は何千坪ですか、向こう。全体の坪数ですね。前は多分、愛知県の会社じゃなかったかなと思うんですよ。保養地ということで。その当時は地元から断られて断念したという経過があるんです。それについて、今回こうやってまた出てきたというのは、何かあるんじゃないかなという感じがするんですが、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 8番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

面積等についての件をお聞きされたと思いますが、まずこちらのほうですね、調査について。調査に必要な範囲がございまして5,090㎡に値します。以前に調査をしたのではないかというご質疑がありました。平成19年度に試掘調査。要は事前調査という調査ですね。これは村内で行うものでございまして、今回は本調査に入ることになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 前回、私が聞いたときは本調査と言っていたんですよ。当時の発掘調査をやっている方からですね。ここの全体の面積は3,000坪です。あの一帯ですね。なぜわかるかといったら、私が整地も全部やりましたから。そして発掘調査のところまで私がやったんです。その当時は本調査と言ったわけ。調査委員会が。また今度も本調査というのはちょっと矛盾しているんじゃないかという気がするわけです。そのとき本格的な調査と言いながら、また今度も本格的な調査というのは二重調査と同じなんですよ。ちょっとおかしい面があるんじゃないですか。そのときは8階建て。そして地元が菊の人夫が足りないということで、その当時は断ったわけですよ、この会社は。経過として。だから、今回出たということは、どういうことか今帰仁村でまた新たにやるというあれが出たのか、詳しい事情、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時49分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後 1 時51分)

喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 8番與那嶺好和議員の質疑に、お答えいたします。

先ほど社会教育課長から答弁がありましたとおり、この地域には以前から計画があるということも聞いておりましたが、今回補正に1億3,478万4,000円計上されております。これはこの企業がいろいろなクリアすべき条件をクリアして、そして村の景観委員会でも高さの条件をつけて景観委員会でも了解されております。そういうことで、これから発掘の本調査をして手続すべきものをして、その状況を満たせば村としてもこの事業は進めていきたいと思っております。今、村の活性化を図るためには、やはり非常に雇用効果の大きいホテルの誘致、雇用の拡大が見込まれます。そしてまたそこに企業がホテルなどをつくることによって、村の税収のアップも図られると考えております。それと先ほど8番議員の質疑の中で、地元の方が反対したということですが、これはこのホテルができますと結構、雇用効果が大きいものですから、特に女性の方が多いのではないかと私は理解していますが、そういう意味では菊農家の菊の人手が探しにくいのではないかなというふうなことだと理解しておりますけれども、これについては建設が決まりましたら、また地域への住民説明会なども必要だと思っておりますので、その点については企業側にもきちんと地域住民への説明会などを持って理解を深めていただくようにして、村としてはこの事業が実現できるようにいろいろやっていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 雇用につながるのはよくわかります。しかし前回はこういう菊農家が忙しい時期に観光地も忙しいということで、部落では反対したわけですね、前回は。今回は村長直々に部落に行って説明会もやるということですね。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 8番議員の質疑にお答えします。

村長が直々に行ってやるかということですが、これは事業主体はクロスリゾート今帰仁ですので、説明をする中で今、8番議員がおっしゃるように、このホテルができることによって菊農家などの人手がいなくなるということが、実際そうであるのかどうか、現時点でははっきりわかりませんので、このホテルがいろいろこれから建築基準法とかですね、そういうクリアをして、事業が正式に決定するということは企業側に説明をしてもらいたいと思っておりますけれども、必要に応じて村長に要請があれば、それは村長も出かけてその説明等をして、なぜここに村がホテル建設をやってもらいたいのかという趣旨などについては、出かけて説明する考えは持っております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑は終わります。

次に歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 18ページです。16節の原材料費、水道工事に伴う消火栓原材料費、これ場所はどこですか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの8番與那嶺議員の質疑について、お答えいたします。

18ページ、2款1項1目16節原材料費、水道工事に伴う消火栓原材料費の件についてでございますけれども、水道工事に伴って、今、諸志区の公民館の近くで1カ所、それから古宇利の方で2カ所、消火栓の設置の予定をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳出、18ページから行きます。2款総務費、1目一般管理費の8節報償費から行きます。今帰仁の世界のナキジンチュ大会ですね。それと下にも旅費、需用費にもありますけど、日にちはいつ、どういう規模で今帰仁の世界のナキジンチュ大会をやる予定なのかですね。この一般管理費の中の8節、9節、11節までは関連して今帰仁の世界のナキジンチュ大会がありますので、説明を求めます。

次、19ページです。4目財産管理費の中の25節積立金がいっぱいございます。2億240万円。財政調整基金、福祉基金、ふるさと基金、今帰仁村庁舎維持管理費及び建設基金ですね。今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金ありましたけど、ここに金額もありまして、今現在、そういった基金は幾ら積み立てをやっているのか、答弁求めます。

次、19ページの6目交通安全対策費の次のページの20ページ、15節工事請負費の中の交通安全対策工事、車輛進入防止柵の古宇利区がありますけど25万9,000円。これは古宇利のどこの場所なのかですね、お伺いします。

最後に28ページです。歳出の4款衛生費、1項保健衛生費2目予防費13節委託料、インフルエンザ予防接種委託150万円。これは前にも聞いているけれども、お母さんたちが仕事が忙しくて受診率が低くなっているという人もいますので、大体受診率はどれくらいで維持しているか。それによっていろいろ障害云々が出ているんじゃないかと思っていますけれども、わかる範囲内で答弁をお願いします。

次の28ページの4目環境衛生費の需用費。修繕費火葬場給水ポンプの取替15万円があるけど、火葬場の修繕は待合室、待機室がいろいろ直ってきました。シャッターもつけてですね。両方の待合室の中の右側はビニールで風や雨が入らないようになっています。左はやられていないんですよ。今から寒くなっていきますので、できたら両方できないかですね。右側はできたのに、シャッターのないところの中ですね、ホールまでの中。左はやられていないんですよ、左から風が来るんです、雨も。右はカバーをおろせば風も雨も防ぐことができるけど。左側はやられていませので、こっちまで今後やるべきだと思いますけど、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

まず18ページです。総務費、1項総務管理費、一般管理費の中の8節、9節、11節にあります世界のナキジンチュ大会の開催はいつからですかという件と、どのような持ち方をしますかということについてな

んですけども、世界のナキジンチュは5年に一度世界のウチナンチュ大会が今回行われます。今回で第6回目を迎えますけれども、10月の世界のナキジンチュの交流として、今帰仁のネットワークを發展させてですね、次世代へ引き継ぐという目的を持ちまして、今回10月28日、翌日は村の文化祭、今帰仁まつりもございますけれども、そこで今帰仁村を広く知ってもらおうということで、今回は10月28日の午後6時から8時ごろの予定で開催します。まず、報償費に計上してあります予算につきましては、今帰仁村の観光大使であります大城バネサさん。それから司会等をしてもらいます北山亭メンソーレさんと、それから参加者に対する記念品というもので35万円ほどを計画しております。それとまたナキジンチュ大会に際して、文化協会のほうに沖縄の伝統芸能なども依頼しておりますので、その辺の謝礼ということで計上してあります。9目のナキジンチュ大会2万2,000円につきましては、バネサさんと同行される方々の旅費ということで計上しております。あと、需用費につきましては広報費ということで計上してございます。あと、食糧費につきましては60万円計上してございますけれども、前回、少し参加者の見込み等があって、非常に食糧費も不足したというお話がありましたので、今回60万円ほど計上していただいて、十分に沖縄ふるさとの料理などを堪能していただくために計画しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 1番與儀議員の質疑について、説明します。

19ページの4目財産管理費の積立金のほうです。総額が2億240万円になっています。財政調整基金、福祉基金、ふるさと基金につきましては、今まで当初予算、それから補正あたりで財源補填のために繰り入れして、今、繰り出しして使っていたものを今回で積み立てをして補うという形の方法をとっています。それから、庁舎維持管理基金につきましては、将来のために3,000万円を積み立てています。あと、もう1点、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金につきましては寄附金の額をそのまま基金条例がありますので、それに積むための積み立てという形になっています。現状の基金がどうかという話であります。今回、9月補正が成立したと仮定した場合、今の基金残額は手元資料では11億4,000万円余りという状況になっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 続きまして1番議員の質疑の20ページについて、説明いたします。

2款1項6目交通安全対策費の車輛進入防止柵についてですけども、これにつきましても古宇利の橋詰広場ですが、ドクターヘリの発着場所になっておりまして、その入り口に救急搬送の車が入りにくいということがございますので、今はトンブロックで道を管理しているんですが、それを緊急時にも迅速に進入できるような対策をとるための防護柵を設置するための工事費です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

28ページです。4款1項2目13節委託料のインフルエンザ予防接種委託の件でございますが、今回のこの補正の額につきましては、高齢者に対する1人当たり1,500円の補助の計上でございます。大体1,000人

の接種者を予定しての計上になっております。子供たちのインフルエンザにつきましては任意の接種になっておりまして、今現在どれぐらいの接種率があるのかという手持ち資料がございませんので、ご了承いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

28ページ、4款1項4目環境衛生費の修繕に関連しての質疑だったと思うんですけども、現在、待機所にある右側に設置してあるカバーですね、それを左側にも設置できないかという質疑だったと思うんですけども、当初は北風対策として右側に設置しておりました。今、議員がおっしゃるように、その右側では足りなくて左側も設置しないと風の対策にはならないというのが判明したらですね、今委託しておりますジッポウ工業、そちらの意見も聞きながら財政との調整も必要ですので、補正が可能であれば検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 再度やっていきたいと思っております。18ページの世界のナキジンチュ大会ですね、どういう規模で案内するのか。前に身内も来たい人がいるけどと言う人もいたんですよ、5年前に。関係者じゃない人も多くてですね、身内が入れないところもあったんですよ、親戚が。ぜひこういうものも把握しながら案内できたらなというのがあります。5年前の計画で、枠を何名までするかもあると思うんですけども、できたら親戚が来れるような形もとってほしいなという意見がありましたので、5年前ですね。それと通訳も1人じゃなくて何名も必要だと思いますので、スペイン語云々もありますので、何名か来ますので、今帰仁村関係でできる方がいたら、何名も入れたらいいなというのがありましたので、これも検討してもらいたいと思っています。

次に19ページ基金です。今の課長の話で11億4,000万円トータルであるというんですけど、おのおのの基金はどうなっているか、できたら知りたいですね。特に庁舎建設基金はどれだけあるのかと思っています。前に庁舎建設の話が出て、耐震検査も強度検査もやってから上塗りのペンキを塗ってから今は使っている状況ではありますが、これいつまでもは使えないと思っていますので、基金をつくらなければ庁舎建設にも弾みにならないと思っていますので、ちなみに本部町は8億以上あったということを聞いていますので。今、今帰仁村の建設基金で今一番思うのは、職員が安心・安全に働く場所をつくるべきだと思っていますので、昔みたいに恩納村みたいに村長の家の後ろで屋根が落ちた経緯もありますので、そういったことにならないように、前もって準備するのが基金だと思っていますので、今は本当にいつつくるかは別として、建設基金は現在幾らあるのか。これだけでもいいですので答弁を求めたいと思っております。

最後に、なぜ私が子供のことを聞いたかということ、いろいろ青年会で話をしてみると、仕事に追われて時間がなくて行けなかったということがあるんですよ。予防接種。つい忘れたとか。だから何パーセントの若いお母さんたちが子供のために真剣にインフルエンザの予防接種を受けるかなど。今は親の虐待事件が多くて、これも話に出てくるんですよ。青年とユンタクするときは。ぜひこれも把握してもらいたいなということで今質疑をしています。老人は若者より受診率はいいと私は思っています。住民健診をやった場合、若者より老人会は1時間前、2時間前から集まってきます。公民館に。ですので、健康な人ほど

受診率は低いですので、ぜひ把握してもらいたいなと思っています。

最後に、火葬場の云々は右はさっき言ったように前に雨が降って、あっちからの雨で、こっちにぼんぼん入ってきたことがあったということで、何で向こうはつくっているのにこっちはつくらなかったかと言う人がいましたので、今質疑していますので、そういうことを検討しながら再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

世界のナキジンチュ大会の件につきまして、参加の規模はという件と、来られる方々の身内の参加についても参加できる方向で検討しているかということですが、そこら辺については参加者を現在把握している段階で約80名ほどアメリカ、シンガポールとか南米も含めて今把握している状況ではあります。それとまた県の世界のウチナンチュ大会の参加の正式なルートではなくて、個人で最近のイーネットとか、個人で申し込みに来られる方々も何名かいらっしゃるということを知っておりますので、その辺も加味して全体で村内の案内が100名ほど。各種行政委員の皆さんとか含めて200名から300名の予定で今、準備を進めているところでございます。あと、通訳につきましても英語の通訳者、それからスペイン語の通訳者、ポルトガル語の通訳者含めて今、お願いをしているところであります。名桜大学のほうに、去るマジックアワーRUNのときにも通訳ボランティアの皆さんがいらっしゃいますので、その方々に依頼をかけて今何名ほどができるか、調整を図っているところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 與儀議員の質疑について、説明いたします。

先ほどトータルの話をしましたが、特に庁舎維持管理建設基金ですね。平成27年度末では1億5,300万円です。今回3,000万円を積み立てた場合に1億8,300万円という状況になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質疑について、ご説明申し上げます。

議員がおっしゃるように、予防接種の実施につきましては大変予防の観点から、それから重症化を防ぐという点からも、この実施は必要なものだと感じております。ただ、予防接種には任意のもの、それから定期で接種をするもの。定期のものは公費が使われるわけですがけれども、公費の予防接種につきましては、大体の実施率というのは把握ができております。ただ、インフルエンザのように親御さんの任意で接種を受けるものにつきましては、実施率の把握が非常に難しい状態ではあります。できるだけその必要性和医療機関の周知等も含めて、多くの子供たちが予防接種を受けられるように、こちらとしても対応をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

修繕費の件なんですけれども、現在、待機室が右側のみにあるということで、北風対策ということだったんですけれども、住民のほうから雨・風、そちらのほうも左のほうから入ってくるということの意見ですので、12月の補正で予算が確保できるかということも含めて、財政と調整しながら設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 あと1点ですが、財政課長、今1億5,300万円庁舎建設基金があると。今回の補正によって1億8,000万円になるということですけど、私が言いたいのは、今後将来、この家が何年もつかな、何十年もつかなと逆算しながらはじいていかない限りは積立基金の云々ができないと思っています。毎年100万円では絶対できませんので、何十年かかかる。だから、庁舎の耐用年数も考慮しながら積立金の金額を調整していかなければ、絶対実現しないことだと思っています。じゃないと、ただ積立金をやればいいじゃないと思うんです。将来、皆さんの後輩たちが安全に庁舎で仕事ができる環境をつくるのが先輩の仕事だと思っていますので、積み立てをしない限りは次の事業に移れませんので、ぜひないからじゃないんですよ、ないのを工面してやるべきことはやることだと思っていますので、これをしない限り安心な行政サービスはできないと思っています。まだまだ今帰仁村はこれに取り組んでいないと思っています。本部町は基金をつかって、絶対にこれから借りてはいけなと。条例もつかってやりました。今帰仁村もこれぐらいの条例をつくるべきだと思います。基金には苦しくても手を出さないということをやらない限りは、基金があったからこれを使おうとやってきましたので、修理しましたので、ペンキを塗って。修理で使った分はまだ積み立てしていないと私は思っております。ぜひこの庁舎の耐用年数も勘案した基金の積立金額でやらない限りは、私は庁舎はいつまでたってもできないと思っています。あと10年なのか20年なのか。20年後はトゥータンヤでやるのか、そういう形になるだろうと思うんです、プレハブでやるのかですね。危なくてコンクリートが落ちてくるんですよ。海洋博前につくった家は…。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時21分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時34分)

質疑を続行します。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 先ほどに続きまして質疑なんですけど、さっきから基金についての質疑ですけど、金額が1億5,300万円現在あるということですので、これできょうの補正で1億8,300万円という金額になっておりますけど、今の推移では何年後にできるかわからない感じですよ。ぜひこの庁舎の耐用年数云々も図りながら、基金の積み立てにかかわってもらいたいなと思っています。将来の職員が安心・安全に仕事を続けるには、やはり建物をつくる計画をやらなければだめだと思っていますので、この方法でできるのか。できたら課長ではなくて村長の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 1番與儀常次議員の質疑に、お答えいたします。

庁舎建設の件でございますけれども、審議中に震度3という大きな地震がありまして、私はこの庁舎建設については、私の政策の中にも入れてあります。先ほどから質疑がありますように、建築後55年ぐらい経過していると思います。その間に積立基金はたしか一番多いときは3億5,000万円ぐらいあったと私は理解しておりますが、現在1億5,000万円で、今回補正に計上されております3,000万円を追加しても1億8,000万円です。これについては耐用年数もかなり来ていると思います。去る熊本大地震で熊本県の宇土市役所が完全に潰れて、行政機能が麻痺して住民サービスの影響もかなり大きかったというふうにマスコミなどで聞いています。それで今のまま一般財源に余裕があれば3,000万円以上も毎年積み立てできるか

と思いますけれども、一般財源もかなり厳しいので3,000万円以上を積み立てしていけるのかどうかも現段階でめどは立っていませんが、しかしこの庁舎建設については村民サービスの充実、そして働く職員の安全確保、それとあわせて、この現在の庁舎の位置が非常に場所が狭くて、駐車場も非常に狭いんです。それで、特に入学、卒業シーズンになると役場にたくさんのお客さんが訪れますけれども、非常に駐車場が狭いということで、いろいろな要望も出ております。もっと広い駐車場が欲しいとかということで、私も就任する前に本部町の庁舎建設の調査へ行きまして、議会事務局から資料をもらったんですけど、約12億円ぐらいかかっております。そのうち積み立てが半分の6億円です。この庁舎建設については特に補助事業が余りメニューがないものですから、積み立てが約半分。そして残りは起債でやったということ聞いております。本部町の人口からすると今帰仁村は本部町ほどは規模的にも大きくなくてもいいと思うんですが、いずれにしても10億円前後はかかるんじゃないかと私は見ておりますので、この財政をどうしていくのか。それから場所、規模含めてですね、早目に庁舎建設検討委員会を立ち上げて、あらゆる面から検討して庁舎建設を進めていきたいと。平成29年度の早い時期にですね、平成29年度の時期に人選含めて、この庁舎建設検討委員会を立ち上げて、その中で先ほど申し上げましたような財政の問題、それから場所、規模等を検討して、その答申などを入れてから具体的な計画をし、また議会の皆さんにもその計画について説明をして、庁舎建設を今後進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの1番與儀議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいま村長の前向きな答弁がございました。今、庁舎建設検討委員会云々、前にもありました。私もこの中に入っていましたので、あのときに行ったのは玉城村の庁舎も見てきました。北谷町も。北谷町は太陽光の施設でいろいろ賄っていました。今は糸満市もそうやっていますけど、太陽光で。自前の電力で庁舎内の電力を賄うということもあります。あのとき具志頭村も見てきました。向こうも今帰仁村みたいに学校を別に新しくつくって、その跡地にリフォームして役場がありました。学校の跡地にですね。今帰仁村も学校跡地云々が出たけれども、旧今帰仁中学校は高くて、年寄連中が階段を上っていけないということで断念した経緯がございまして、ぜひ庁舎建設検討委員会を立ち上げながら進めていけない限りは絶対進まないと思っていますので、ぜひまたその基金、積み立てした基金には別に利用しないという条例もつくるべきだと思います。また基金のつくり方は3,000万円では足りないと思っています。今はふるさと納税が沖縄県で名護市に続いて今帰仁村が2番目です。これからも村長に村民のために使ってほしいという趣旨のもとのお金もあると思いますので、ここからも幾らかはここに回せると私は思っていますので、お金のつくり方はいろいろあると思いますので、ぜひ前向きに、未来に明るい今帰仁村をつくるためには、やはり今後いるだろう職員に、我々はいつまでも議会にいませんので、若い職員が安全で安心な仕事をするには、庁舎建設の計画をやるべきだと思いますので、再度答弁を聞いてから終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 1番與儀常次議員の質疑に、お答えいたします。

1番にこの庁舎建設計画を進める上で課題なのは、財政をどうするかということだと思います。今の今

婦仁村の一般財源の状況だとかなり積み立て…、仮に年間5,000万円としても5億円積み立てるのにもかなり年数がかかかりますので、積み立てもちろん一般財源の中で計画的にやっていきますけれども、今、那覇市などでは民間の資金を活用した銘削庁舎ですか。PFI方式とかという方式もあるそうです。私、この詳しい内容は今ここでちょっと把握はしていないんですが、そういう方式もあるということは、いろいろな関係者の方からも情報として聞いております。そして、これから企業版ふるさと納税ですね。今婦仁村の地域再生計画の中で計画を立てて、単なる村の庁舎じゃなくて、いろいろな施設を入れた複合施設みたいなものを計画する場合に、この企業版ふるさと納税が使えるのかですね。そうであればかなりこの計画を企業に買ってもらうわけですから、その計画をまずつくるのは村ですから。村が計画をつくって内閣府の認定を受けないと企業版ふるさと納税の寄附金が集められませんので、そういうことも含めて検討委員会を立ち上げて、検討委員会の中で議論して、できるだけ早目にできる方法を考えていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 21ページです。2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費の中の7節賃金。賃金職員として34万9,000円とありますけど、これの時給とか人数とか、期間とかの詳しい説明を求めたいと思います。

それから25ページ。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の中の19節負担金、補助及び交付金です。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金92万7,000円、それから地域医療介護総合確保基金事業補助金3,758万9,000円。この2つについて詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

21ページ、2款2項1目税務総務費の賃金についてですけれども、時給が775円、期間としては10月、11月、12月のこの3カ月間で1名の賃金職員を予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

歳入でもございましたように、国庫補助金で歳入を受けた額がこの歳出の25ページの3款1項2目19節で計上されております。まず地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございますが92万7,000円を補正額として計上しております。これは介護ロボット等導入支援事業の交付金でございます。今回、乙羽園からの要求を受けて介護ロボットを15基導入する運びとなっております。介護ロボットにはいろいろな種類がございますけれども、例えばベッドから車椅子に乗り降り、移ったりする。例えば車椅子からトイレのほうに移ったりするような、そういう移動の介護をするもの、あるいは見守り体制、入浴支援の日常生活の場面において介護従事者の負担を軽減するというようなロボットを導入していこうという厚生労働省の事業でございますけれども、今回導入を予定のものは見守りの機能の部分でございます。夜間のスタッフの人数が軽減されるその時期に、入居者の安全を確保するということが大変期待ができる介護ロボットとなっております。センサーで入居者の、例えば眠っている、目覚めている、起き上がっている、ベッドに腰掛けている、あるいはベッドから離れている、そのような状況を常時センサーが察知をして、事業所、

事務所のパソコンでそれぞれの状況が確認できる。あるいは見回りをしている、巡回をしているスタッフのところにはiPadのものもセットでついておりますので、見守りをしながら常に仕事について転倒防止等の予防をいち早くできるというようなシステムがついております。これは乙羽園で今回導入を予定しております。

続きまして地域医療介護総合確保基金事業補助金でございますけれども、こちらは介護保険事業計画の中で今帰仁村は第6期の平成27年から平成29年のこの間に、認知症のある方々を共同生活介護事業所で住まいを確保していただくために、グループホームを設置するというための補助金でございます。いずれも事業主体への補助事業、補助になっておりまして、今帰仁村の持ち分としてはゼロ円でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 21ページの賃金職員ですが、775円の時給ということでありまして、課長は今把握していたら、沖縄県の最低賃金、一番最近のものはお幾らか把握しているでしょうか。これが大変最低賃金に近い金額だと思っておりますけど、この金額は安いと課長としては思いませんか。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

現在この予算で取っている賃金の時給についてなんですけれども、私のほうでは高いか安いかについては、ちょっと説明は差し控えたいと思います。これについては規定に基づいて、事務ですね、内規の事務については775円という規定がありますので、それに基づいて計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時52分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この775円というのは大変低いような気がします。職員は毎年定期昇給があるわけでありまして、そういう中で正職員の方々の待遇改善を私はもっとやるべきだと思いますけど、この臨時職員・賃金職員・嘱託職員の給料、賃金、あるいは嘱託の月額が大変少ないので、そのあたりの見直しをしていく必要があると考えています。以上で終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳出について質疑いたします。25ページ、先ほどからもありますけれども、3款1項2目地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の介護ロボットでありますけれども、この補助率というんですか、この割合。それと、これは業者側から申請等々があつて役場が窓口となってやる事業なのかどうかですね。また今回、この介護ロボが導入されるんですけど、他の施設では同様のロボがあるのかなのか説明求めます。

それと29ページ、4款2項1目清掃組合負担金についてですけれども、これは補正でやるものなのか、当初予算でやるものじゃないかなと思うんですけども、その答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの5番與那議員の質疑について、お答えいたします。

まず、この介護ロボットの補助率でございますけれども、当初、介護者の介護者離れが非常に進んでい

るということを懸念しての厚生労働省の介護ロボット導入促進事業の制定でございますが、今回初めての事業実施に当たりまして、村が窓口になって公募をかけたということになります。補助率については当初、要綱の中では200万円を限度に補助をするというふうに聞いておりました。ところが、かなりの応募数があったために、予算額の範囲で案分をして分けた状態が、今回決定額が92万7,000円ということになっております。これは全国規模の事業ですので、予算がある分を応募してきたもので割って配分をしたという額になっております。ですので、率としては限度額200万円ということでは聞いておりました。事業費の総額は15基の眠りスキャンというセンサーのものを含めて、iPadやパソコン等の全部一式で297万円と聞いております。その差額は事業所負担分ということで考えていただいてもよろしいかと思いません。また村内では、ほかに介護ロボットを導入している実績はございません。今後、この事業が継続する中では、ぜひ今の乙羽園の状況も確認しながら事業の促進に向けて、私どもも進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 5番議員の先ほどの質疑について、説明します。

29ページです。議員がおっしゃっていましたように清掃組合の負担金、これに関しましては消防組合の負担金もそうですが、2月ごろになって本部町と一緒に、向こうの財政と一緒にヒアリングをしている状況ですけど、おっしゃってありましたように、向こうサイドの予算の計上のタイミングによりますけど、時間的にちょっと間に合わなかったというのが現状で、向こうサイドからの要望としては1億8,600万円余り。当初要望が上がっていましたが、当初予算では1億6,500万円余りしか計上されていなかったものから、今回、要望にほぼ近い形で2,000万円の補正をしていくという状況であります。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 25ページなんですが、この介護ロボ、ものすごくいい事業だと思っています。結構事業者負担が大きいものなんですね。もし、先ほどみたいに全部今帰仁村の持ち出しがゼロになるようなものであったら、行政が、村が窓口になってどんどん取り入れてほしい事業だと思って質疑させていただきました。こういう情報がまたありましたら、もっともっとどんどん公募して、ぜひ導入していただきたいと思っております。29ページに関しましても理解いたしました。以上で終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 質疑いたします。26ページです。3款民生費、2項児童福祉費の1目13節委託料です。マイナス876万2,000円。幼保連携一体化施設整備事業なんですが、これについての詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

3款2項1目13節委託料。幼保連携一体化施設整備事業になりますが、この事業に関しましては現在進めております公立の認定こども園の実施設設計の委託料、入札残の部分についての減額補正となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 この設計はほぼ出来上がって、この分は要らなくなったということで理解してもよろしいですか。この実施自体が、この事業の工事とか、そういったのがおくれるというわけではないのでしょうか。その辺の説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

入札のほうを済ませまして現在、実施設計の調整も含めて行っている途中なんですけれども、さまざまな関係部署の協議も含めて、新たに実施設計の見直しをしながらよいものをつくっていくということで進めておりますが、その部分で若干、設計変更なども見込んだ上で必要な余剰分について、その金額を減額という形をとっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 計画どおりに進められているということですので、平成31年度の開園を目標でしたね。ぜひ計画どおり進めていただいて、待機児童の解消につなげていければなと思っています。以上で質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。(休憩時刻 午後3時01分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午後3時15分)

次に歳出6款農林水産業費から10款教育費まで。30ページから49ページまでです。

質疑を行います。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 34ページでございます。7款商工費、1項商工費、4目環境保全美化推進事業。この中の13節委託料です。環境保全美化推進事業、経済課ですね。それから14節使用料及び賃借料58万円。環境保全美化推進事業、建設課。この説明を求めたいと思います。それからすぐ下の5目景観形成強化事業。15節工事請負費、景観形成強化事業。この詳しい説明を求めたいと思います。

それから42ページの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、7節賃金、図書館司書219万1,000円。この詳しい内容についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

34ページ、7款商工費、1項商工費、4目環境保全美化推進事業の中の13節委託料についてでございますけれども、この事業については沖縄振興特別推進交付金を活用した危険木等の伐倒を目的とした委託料となっております。この事業につきましても観光拠点となっている今帰仁城跡、それから村内観光地、観光ルート等の美化を実施するため、観光客の受け入れ態勢を整えるために実施するという意味合いで、危険木等の伐倒を目的とした事業となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 6番吉田議員の質疑について、説明します。

34ページ、7款1項4目環境保全美化推進事業の中の14節使用料及び賃借料のほうの環境保全美化推進事業の58万円の計上ですが、これについては事業で一括交付金を使って村道とか農道含めて草刈りもやっているんですが、今回使用料で、重機使用料を計上していますが、村道あたりの側溝の土砂の清掃に今回予算を計上しております。それから5目景観形成強化事業ですが、15節工事請負費、景観形成強化事業の386万円の補正ですが、これについては諸志の幹線、排水路のそばを通っている農道があるんですが、その農道と排水路の間、法面の張りコンクリートをやる予定で、いろいろ設計をやっている中で、工事のときに足場の設置が必要ということで、予算の増額をやっています。それから、吉事の排水路についても農道とその間、法面の張りコンクリートをやる予定でありますので、そのところについても工事の中で施工上、足場とかが必要になってきておりますので、予算の計上をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

42ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の7節賃金、図書館司書賃金につきましては、各小学校に3名の図書館司書が配置されております。それから中学校にも1名図書館司書が配置されておりましたが、今婦仁小学校に図書館司書を配置してありまして、ほかの小学校につきましては臨時職員で対応していました。平成28年度の4月1日付で小学校に配置してありました本務職員を中学校のほうに勤務がえをしております。それに基づいて本務職員ほか臨時職員として2名の予算計上になっておりましたので、今回3名になりましたので、その1名の年額の司書の追加分でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 34ページです。環境保全美化推進事業、経済課の部分の危険木の伐倒ということでもありますけど、この場所ですね。リュウキュウマツを対象と考えているのか。あるいはその場所ですね。あるいは本数とか詳しい計画について説明を求めたいと思います。

それから使用料及び賃借料の側溝の土砂の除去ということでもありますけど、この場所ですね。どこを想定しているのか、1カ所か何箇所なのか含めて。それから、工事請負費の景観形成強化事業は諸志地区ということでもありますけど、このほうについて、当初、足場の予算がなかったということでありまして、これについて大変この工事を請ける側としては、大変厳しい予算措置だというふうに伺っていますけど、これについて、この足場以外の費用を今考えていることはございませんでしょうか。具体的に言いますと、その現場には工事をするために邪魔になって、これを撤去してまた張りかえてやっていくという必要性のある工事があるのかどうかですね。そこについて必要な予算措置は十分であるのかお伺いしたいと思います。それから図書館司書の件ですけど、これの日額、月額給料とボーナスの額ですね。一時金の額についてお尋ねしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

ただいまの議員の質疑については、松の伐倒に特化していると言いましょか、ものなのかというのが1点と、詳しい場所、計画についてあるのかということだったと思いますけれども、この事業については、いわゆる松くい虫被害木についての伐倒に特化したものではございません。危険木ということですので、

観光ルート等で景観を損ねるような場所があったりとかということであると、それはやはり早目に伐倒していかないといけないということもあります。ちょっと話は外れますけれども、せんだって城跡で大きいデイゴの木が枯れてしまっている木を伐倒して、そのまま除去したという経緯もあります。これも同事業で実施したものでありまして、これについては松くい虫の被害木に特化した伐倒駆除の事業ではございません。景観形成のための事業ということになります。これからの計画とか詳しい場所についてということですが、今、担当のほうで調査をしております。観光ルートであったりという場所場所で要望が出てきたときには、それに対応していくということでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

14節使用料の件ですが、機械使用料で側溝等の清掃のものを計上していますが、これは当初予算で使用料のほうを42万7,000円当初予算で計上したところ、ほぼ予算を使っている状況がありまして、今後、これからまた雨が降った時期とか、そういったときにまた土砂が詰まっていく可能性がありますので、村道の管理ということで土砂の清掃を計上していますので、特に場所を特定している場所ということではなくて、村道全般を考えて計上しております。

それから景観形成強化事業の足場での増ということで説明しておりますが、議員のほうから、その施工場所について、例えば取り外してまた設置するというのは、現場のほうに防護柵、ガードレールがずっと設置されておりますので、施工上はこのガードレール自体がまず支障になるようなものであれば、またこの施工業者と調整しながら対応していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

42ページの図書館司書の賃金でございますが、図書館司書の賃金としましては村の臨時職員に関する規則の中で日額7,000円というふうに取り決めがされております。ボーナスになります期末手当につきましては、6月期と12月期がございますが、日額の20日と支給率を掛けてということになっております。その支給率については6月が1.525月分、12月が2.125月分になっていまして、6月期につきましては21万3,500円。12月期につきましては29万7,500円の計算ができます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 34ページの5目景観形成強化事業です。先ほど課長から答弁がありましたが、この現場の工事をやろうとした場合に、ガードレールがどうしても邪魔になるということがあるようであります。ガードレールをとらないでやろうとしたら工事が難しいと。それから、ガードレールを撤去してまた据え付けるということになると、業者が丸々100%負担するということになって、大変な状況になるわけです。そのあたり、今回の入札の中でも経済課、建設課も大変ご苦労なさったと把握していますけど、その施工上、どうしても支障が出る場合ですね、先ほどもありましたけど、調整を十分業者とやって業者に迷惑をかけないように、そういう考えがあるか改めてお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えします。

現場のほうは確かにガードレールのほうがずっと河川沿いに設置されておりますので、この施工に入るときにいろいろ業者とまた施工計画含めて調整していきますので、特に外してまた設置という形をとるといことになりますと、撤去と設置の費用についても協議していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 34ページの景観形成強化事業の15節工事請負費、景観形成強化事業。課長から答弁がありましたが、ぜひ十分な協議の上ですばらしい景観になるように業者と、また建設課含めて、あるいは監督員とか含めて協議をしていただきたいと思いますと考えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 48ページです。10款6項1目保健体育総務費の中の15節工事請負費。総合運動公園施設機能強化事業1,072万円の説明と、あとブルペンの改修工事172万円の詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 3番與那嶺 透議員の質疑について、説明いたします。

48ページ、10款6項1目15節工事請負費について説明いたします。村総合運動公園強化機能事業ということで、一括交付金の事業でございます。この事業の金額はイベント広場になりますが、今回、増額分を提示している中身についての説明が工事費です。まずイベント広場造成工事ということで、芝を50%張りということで当初計画していたものが、今回、早目の執行ということで100%張りということで増額としております。それとステージが建築工事ということで、イベント時に必要となる収納ですね。収納の側になりますが、柵がなくてですね、今回その柵を増額ということで国・県とも調整して、その分を増額に決定して提示しているところでございます。ブルペン改修工事におきましては、せんだって、この議会でもありましたが、台風によるブルペンが飛ばされまして、まだ使用されていない状況であったということで、今回、まずトタン張りをしまして全面的に今回はネットを張ってみようと。要はピッチングもできればバッティングもできるのではないかとということで担当と協議をしまして、全面にネットを張りつけるという方向で今回予算を計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 まずイベント広場の件ですが、工事はいつごろの着工なのかということの説明を求めたいと思います。あとブルペンですが、せんだって一般質問でもさせてもらいましたが、バッティングもできればもうちょっと利用者がふえるんじゃないかなという提案をさせていただきました。受け入れてこの計画に乗せていただいて、うれしい限りですが、これの運用といいますか、バッティングもできるような施設になるということなんですが、大体これは入場料とかそういったのも取るのかですね。今、サブグラウンドのほうで個人的にバッティング練習をしている青年もいて、彼らは二、三時間ずっと2人、3人とかでやるんですけども、そういった方々がこのネット張りのところに入って二、三時間この3名だけでずっとやって、ほかの団体が使えないとかとなるのは余りよろしくないのかなというふうに感じております。それでちょっと入場料を取るとか、そういったお考えもあるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ **社会教育課長 与那 満君** ただいまの質疑について、説明いたします。

先ほどの強化機能のイベント広場の工事はいつごろかということがありましたが、当初は7月からの予定でしたけれども、先ほど申しましたように工事の見直しがありまして、10月から工期が2月までという範囲で今はセッティングしております。

続きましてブルペンのバッティング入場料の件ですけれども、取る取らないについては現在ここまでは話しておりません。このように占用されてしまえば與那嶺議員がおっしゃったとおり占用になってしまうことの可能性がありますので、その辺はまた調整しながら今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 3番與那嶺 透議員。

○ **3番 與那嶺 透君** ぜひバッティングもできるようになれば、本当に利用者もふえると思いますので、またふえるのはうれしい限りなんですが、1人、2人ぐらいのために何時間もされるよりは、多くの人にできれば使っていただきたい、そういうふうな運営、運用をしていただきたいと思います。

イベント広場に関しても10月からすぐに工事が始まるということで、もう変更とか、そういったのはないですよ。それを確認したいと思います。

○ **議長 東恩納寛政君** 与那 満社会教育課長。

○ **社会教育課長 与那 満君** ただいまの質疑について、説明します。

再三このような工事の見直しをしてきまして、変更はもうないかと思われています。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの3番 與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ **3番 與那嶺 透君** 2月までの工期ということで、マジックアワーRUNには間に合うということですので、ぜひイベント広場も多くの人に利用していただけるようなものになっていければと思います。以上で終わります。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 35ページ、歳出8款土木費、1項土木管理費の1目土木総務費、13節委託料です。今帰仁村景観委員会支援業務51万8,400円の説明。それと39ページ、8款土木費、4項港湾費の2目建設改良費の4節共済費、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業14万7,069円の説明。次、41ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の13節委託料、北山高校魅力化事業概略設計委託の70万円の説明と19節の負担金、補助及び交付金の中の地域学力向上支援事業の説明求めます。

それと最後に、次の42ページの2目教育振興費の20節扶助費の中の準要保護児童就学援助費給食費等と、下に特別支援教育就学奨励費給食費等がありますけど、説明求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 金城正明建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** 1番與儀議員の質疑について、説明します。

35ページ、8款1項1目土木総務費の13節委託料。今帰仁村景観委員会支援業務の51万8,400円を計上しておりますが、これについては村のほうで景観計画を策定して、景観行政を行っているところですが、この景観計画の中で各地区で重点地区というのを設定して計画のほうはやっているんですが、これの景観

委員会を開催するというのは、例えば重点地区の中で形成基準に合わないような建物とかが出てきた場合に、景観委員会を開く予定で今やっております。現在、渡喜仁のホテルも計画がされていて、そのものについても、実際に景観形成基準の中では自然海岸地区、建物の高さは実際に8mとか、形成基準をやっているんですが、それとあとウツパビーチ地区と言って、ちょうどベル・パライソの一带はリゾートホテルが建っている箇所でもありますので、建物の高さが18mという形成基準を設定しておりますが、こういった高さを超えるような建物については景観委員会を開催していくことで今考えておりますが、その支援業務として景観委員会を開くときの業者からのいろいろな資料とか、そういったものも含めて、この委員会に向けての資料整理と、あと委員会を開いたときの議事録とかですね、そういったものの整理をしていくために委託料として計上しております。

あと39ページです。8款4項2目建設改良費の中の今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業の14万7,069円の計上ですが、これは4節共済費のもので賃金職員の社会保険料を計上しております。今は9カ月分ということで14万7,000円のを計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

41ページ、10款1項2目13節委託料の70万円の計上でございますが、北山高校魅力化事業概略設計委託ということで70万円を計上しています。本事業は北部連携事業として、次の北山塾の候補地として設計を入れています仲尾次保育所跡地に係る設計調整をしていくための概略設計費の計上となっております。それから、同じく19節負担金及び補助にございますが、そちらの地域学力向上支援事業につきましては対米請求権事業の補助でございますけど、旅費のほうに、上のほうに組まれていました10万5,000円の組み替えとなっております、その負担金につきましては今帰仁中学校で行う外部からの講師などの支援をするために中学校への補助金として計画をしております。

それから42ページの2目教育振興費の20節扶助費につきましては、要保護、準用保護に係る小学校対象児の児童、当初予算をつけてはおりますが、今回申請した、受付した中で去年より人数がふえておりますので、その子供たちに支援する扶助費になります。同じく、特別支援教育就学奨励費給食費についても各学校の特別支援教室に在籍する子供たちへの給食費等に充てられる扶助費の追加分として予算計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 35ページ、今帰仁村景観委員会支援業務ですが、これは何名なのかということと、さっき課長の答弁にあった重点地域とはどこなのかということ。どの地区が重点地区なのか。その地区の代表の区長とか地域の方々も、この地区の地域の景観の審議のときは入っているのか。これはメンバーだけでやるのか。地域の方も、こっちの地域をやるときはこっちの地域の代表、また関係者も入れてやるのかもお聞きしたいと思っています。今、18m云々あったんだけど、地域によってはこれより下げてほしいとかもあると思います。何十年もここに住んでいる人、また今後も住む人たちがかわってくる場所ですので、中央で云々でやるのか重点地域のところのメンバーには地域の区長とか、またはここで経験してきた有識者も入れて審議をするのか答弁求めたいと思います。この審議には年間何回やるのか。また重点

地域ではおのおのケース・バイ・ケースで会合を持っていくのかどうかですね。今後、これにはプラス・マイナスがあると思うんですよ。国定公園もいろいろありました。我々湧川もお家を建てることもできなくて、いろいろ悩んだことがあります。これはいつの間にか入ってしまったということで、海のそばにもできない云々がありまして、住居云々が難しいときもありますので、いいことだけプラスだけではないのが条例にありますので、ぜひ重点地区については地域の意見も取り入れるように、地域の代表も入れるべきだと思っていますので、答弁を求めたいと思います。

次に、冷凍冷蔵施設の件の39ページは、長年から、前々から運天港活性化推進委員会で我々が協議して、本部の冷凍冷蔵庫がパンク寸前で、パンクです、今は。中の歩く道路にもみんな入ってですね、別に倉庫を、コンテナを借りてやっているということで、今帰仁村でもつくろうということで始めた事業です。ただいま解体に向けて進んでいる状況ですけど、今後どういう方法で進めていくのか、できる範囲内で答弁を求めたいと思っております。

次に、一番聞きたいことはこれです。北山塾ですね、今ありました。この前、北山高校の運動会の日北山塾の講師1人と一緒でした。私は最初から最後までいまして、この方とユンタクして、いいことをやっていますねということです。ぜひですね教育長、これは他地域にも宣伝してください。いいことは。個人で塾代を払って、今あちこち勉強をさせている状況です。北山へ来たらこれは要らないです。塾があるから。またいい講師が2人もいて、いろいろ細かくやっているということを聞きました。本人から。ぜひいいことをやっていますので、別の中学校、村内外、中南部も寮があるので、北山に来たい人は受け入れられますので、魅力ある学校づくりの一步だと思っております。ぜひそのことを北山塾のアピールももう少しやったほうがいいなと感じました。ぜひいいことをやっていますので、これについてまた北山高校が今は北山プロジェクトも伸びてくると思っていますので、ぜひご検討できたらなと思っています。

最後に、給食費云々ですが、私も給食センターの役員でかかわって、いろいろ難儀しました。給食費を取れない人がいっぱいいます。子供に通知するかということも協議しました。これは絶対にやってはいけないということで、子供が学校へ来ないということがありましたけど、ぜひこういう要支援、要介護をする家庭子供の貧困も。子供たちが楽しく学校に足を運ぶような状況をつくるのが我々行政の努めと思っていますので、ぜひそういった弱い立場のサポートをするのが我々議会、行政だと思っていますので、ぜひこういうふうに細かく調査して、子供たちが学校で気まずい思いをしなくて学校へ行ける状況をつくるように、今後もそういう支援をよろしく願いしていきたいと思っております。再度北山塾、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、説明いたします。

今、景観計画の中ではですね、村全体は一般地区として設定されております。まず形成基準としては建物が11m以下という設定です。その中で村のほうで重点地区に設定しているのは10カ所あります。まず例を挙げますと今帰仁城跡周辺保全地区の城跡の周辺と今帰仁城跡眺望保全地区。今帰仁城跡から見たところの眺望できる範囲を重点地区としております。それから今泊の集落地区、それと運天の集落地区、それから自然海岸地区ですね。ほぼ今帰仁村の自然海岸が残っている周辺を自然海岸地区として設定しております。それから国道505号、県道124号線、これは屋我地仲宗根線ですね。天底から屋我地へ行く県道248

号線なんです、そのこのところも、この沿線を重点地区として設定しております。それからウップマビーチ地区ですね。先ほどはなしましたウップマビーチ地区としては、現在もホテルが建っている箇所の周辺ですね。それから古宇利集落地区ですね。古宇利の集落、南側に面したところの集落のところも設定しております。それから古宇利の遠見台地区、今一番古宇利の高いところにある遠見台ですね。その周辺も重点地区として設定しております。それから仲宗根市街地地区ですね。仲宗根の周辺のほうになります。以上、これら10カ所を重点地区として設定しているところです。それから景観委員のメンバーですが、今は10名で構成しております。まず琉大の名誉教授ですね。あと憐国建の職員なんです、それと歴史文化センターの館長、それから建築士ですね、それから副村長、あと観光協会会長、商工会会長、区長会会長ですね。女性の会会長、青年会会長、各団体の長のほうをこの委員のメンバーに入れて審議しているところです。それから、この委員会は年に何回開くかという、これは定期ではなくてですね、こういった案件が上がってきたときに委員を招集して委員会を開くという形になっております。今回、2回でいどということで予算は計上しておりますが、この開催時期もその事業者からのいろいろな提案が出てきたときにしか開けませんので、今回、予算は2回ということで計上しております。

それから39ページですが、今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業なんです、これは平成27年に採択されて、今繰り越しして、事業工期は9月ということで、今は平成27年度分を進めております。平成27年度分については北部製糖の倉庫の解体と村の倉庫の解体までは事業で、平成27年度分の予算で計上しておりますが、これから平成28年度については、これから内閣府といろいろ調整が必要になってきますので、そのこのところをヒアリングを行って、実際にまた採択されてから平成28年度分の実施になると考えておりますので、今のところ年度も中ごろまで来ているんですけど、まだちょっと調整が必要ですので、その調整が整い次第事業を実施していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 1番與儀議員の10款2目13節北山高校魅力化事業概略設計委託の周知について、お答えいたします。

現在、今帰仁中学校にも説明を行ってございまして、毎月発行します広報なきじんのほうでも村民には周知を図っているところでございます。それから、村内外の中学生が北山高校に受験してくるということについても、今後、北山高校の校長とともにピーアールをしながら、特に理数科の生徒募集について頑張って募集をかけていきたいと考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 あと1点ですが、教育長、これはいいことですので、もう少し広く北山高校のホームページ、今帰仁村の教育委員会のホームページからも、ぜひ出してもらいたいなと思っております。それによって塾代も助かる家族もいますので、ぜひやったら別の高校へ行くより北山高校へ行こうという方も出てくるのが目的でもあると思っております。また子供たちにも呼びかけて、せっかくお二人の講師が来ていますので、受ける生徒の数もぜひ学校外でもふやすようにできたらいいなと思っております。多くの方が現場へ来ていますので、ぜひこの授業を受けてもらいたい。高度な教育を受けるようにできたらいいなと思っておりますので、ぜひこういうピーアールも私は今、必要だと思っております。今後の北山高校の

存続問題にもプラスになると思っていますので、ぜひそういう活動もできたらいいなと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 34ページ、15節工事請負費。これは与那嶺と吉事のコンクリート張りと言っていましたよね。そして足場をかけないとできないと、仕事をするのに。吉事には日本に一つしかいない魚がいるんですよ。日本に一つしか。南十字ハゼと言って、イーブーがいるんですよ。これは琉大の教授と私しかわかりません。私が教えましたから。一番大事なんです。これは奄美大島の笠利町の川にもいますけど、こっちはたくさんいるわけですよ、今。工事をするときはよっぽど気をつけられないとできないことだと思うんですよ。だからガードレールなんかを抜くのは簡単。あれはボルトを外してユンボですぐ引き抜けますよ。土のは。コンクリートを張るときに足場をつくるということであれば、川の中に打ち込むということですよ。足場の台を。基礎に打つの、それとも上に置くの。後でいいですから、とにかくこれぐらい貴重な魚がいるわけですよ。だから今、こっちに教育長は全然わからないと思います。これは常平生から見ていないとわからない魚ですから。本当に珍しい魚なんですよ。体のこっちに南十字星の星の形があるんですよ。そういう貴重な魚が今帰仁村にいるんですよ。ただ私は新聞に発表しないだけ。それぐらい気をつけて私は今観察しているわけ。そういうところを工事する時には、よっぽど気をつけられないとできないということ。またウナギも大概20cm級の太さで長さが1m。20kgぐらいのがたくさんいます、向こうは。そういうことで、よっぽど気をつけて工事しないと大変なことになりますよ。これ課長はきょう初めて聞くでしょう、この魚というのを。皆さん全員きょう初めてだと思います。だから、これぐらい慎重にやってほしいわけ。向こうを工事するときは。これははっきり言って、今で断言してください、これは一スパンずつずらしながらやっていく。ああいうことはこういうふうにはしかできないですよ、あのスパンは。型枠もしないで。一回型枠をすれば、それから一スパンずつ型枠をしなくてできますからね。だから、これぐらい貴重なところ。それにマングローブでも同じ。今帰仁村には3つしかないマングローブがある。これぐらい貴重なところが今帰仁村にはたくさんあるわけですよ。だからこの件についてですね、工事する時どんな工法でやるか、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 8番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

まず景観形成強化事業ですね、今、事業では諸志の幹線の排水路のところと吉事の排水路ののり面の張りコンということで工事をやっていきますが、今、生態について議員のほうからありました南十字ハゼ、あとウナギとかですね、そういうのも生息しているということですので、今、足場は枠組み足場で置くタイプのもので足場を設置して、上に足場板を置くような形にやっておりますので、単管足場みたいに打ち込みというような工法はとってなくて、置くようなものになっておりますので、特に業者のほうにはそのところ、生態に注意しながらやっていくようなことを、いろいろ業者のほうと施工の始まる前に調整させていきたいと考えております。それからいろいろマングローブの話もありますが、そういったものも工事のときに周辺のこういう状況も確認させながら工事を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 気をつけるのはいいんですけど、やる人たちがウナギを見たらとるんですよ。だからこれは役場の職員を必ず1人は見張りをつけるぐらいでやらないと、本当にとるんですよ。とるなと言ってもとるんですよ。人間性としてね。だから、それぐらい気をつけて、ちゃんと役場職員を1人ぐらいつけるぐらいしないとですね、南十字ハゼという魚は本当に日本のどこにもいないですよ。今帰仁だけです。奄美大島の笠利町にちょっといるという話も聞きました。それぐらい大事な魚ですから、あれ文化庁にわかったら一発でストップがかかりますよ。そういうことですから、役場職員は必ず1人ぐらいをつけるというぐらいの気持ちでやらないとですね、向こうのうなぎから全部とられます。金になるのが。これぐらい貴重な魚がいるんですよ、向こうは。ほかと違ってですね。私はたまに回って餌をあげたりするからわかるんですけど、やっぱりあれは雌、雄確実にわかりますから。今は誰もわからないからとらなだけで、わかったらすぐ捕りますよ、あれは。だからそれぐらい職員は必ず1人つけておくという気持ちでやるんだったらオーケーなんですけど、ウナギ、この魚、これぐらい貴重な魚なんです。本当に貴重な魚なんです。それぐらいの気構えでさせますか、村長に答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時09分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時10分)

喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 8番與那嶺好和議員の質疑に、お答えいたします。

先ほど建設課長から答弁がありましたとおり、與那嶺議員から貴重な提言で南十字ハゼが生息しているということ。それからウナギなども生息しているということですから、そういう生態系に悪影響を及ぼさないような形で工事ができるように担当課にも指示をして、また業者とも打ち合わせをしていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 41ページになります。ちょっと同僚議員とかぶるんですけども、13節北山高校魅力化事業の詳細ですね。ちょっと聞き取れなかったので改めて答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 41ページの10款1項2目13節委託料の北山高校魅力化事業概略設計委託につきましては、今、北山高校内で公営塾を間借りをしている状況でございます。これはずっと継続的な使用というのは県のほうからも望ましくないということで、仲尾次保育所の統合後、そこを活用しまして公営塾を北部連携事業で建設しようという今、計画をしているところでございます。その計画に乗るかどうか、まだ微妙なところなんですけど、その概略設計ということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時12分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時12分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 今、北山高校内にある塾では、県のほうから外部に移れという指導があったという答弁だったんですが、いつごろからそういった指導があったのか答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ **教育長 新城 敦君** ただいまの9番議員のご質疑に、お答えします。

ことしの4月から公営塾をスタートしまして、仮間入塾ということで当初はやっておりました。7月からは本格的に始まっているわけですが、その中で県の施設でございますので、県の教育委員会の施設課と使用方法等を詰めているところでございまして、今、いろいろな資料を提出しながら現在間借りをしている状況について、本格的に認めるということでの回答待ちでございます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太君** 最初、私もそう思っていました。県立高校内に今帰仁村の公営塾があるということで、少し矛盾を感じていたところで、先日、副村長のほうにもそういう話はしたんですけども、新しい塾が開設できることはうれしいことだと考えますが、現在は高校生だけですよね、塾。これは小中も含めてされる公営塾のお考えはないのか、答弁求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 新城 敦教育長。

○ **教育長 新城 敦君** 9番議員のご質疑に、お答えします。

小中まで含めてということは、今のところ想定になくてですね、実際、高等学校で公営塾として認められているということも、今帰仁村には大学進学に特化した塾がないということで高校で今進めております。小学生、中学生の塾につきましては村内に民間で5塾がありますので、その辺、支障がないような形で行っていきたいという部分と、それから放課後子ども教室で小中学生を村中央公民館で、週2回無料塾ということで今実施をしておりますが、それで今のところ希望者は全員入っているという状況でございます。今のところその小中学生につきましては、まだ想定はしていないということでございます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太君** 一般質問のほうであとは質問いたします。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希君** 歳出について質疑いたします。

41ページ、10款1項2目13節です。先ほどから同僚議員がずっと質疑いたしているので、ある程度の内容はもう理解いたしました。公営塾を仲尾次保育所の跡地利用として建設するための概略設計委託費ということで理解はしております。

今、公営塾、地域おこし協力隊のお二人が頑張っている北山高校の魅力化のために頑張っているわけですけども、今、地域おこし協力隊はたしか最大3年かなと理解しております。1年更新で。そうなるとうとですね、仲尾次保育所の跡地で公営塾をしていく場合、人材とか塾の講師だったり、あと運営、料金だったり何だったりという部分がもうある程度明確化しているのかどうか、そういうビジョンを伺いたいと思います。

続きまして45ページの10款5項3目の13節委託料、こちらも渡喜仁浜原のホテルの建設予定地の発掘調査の委託ということで、これもホテル事業者の全額持ちで建設前の調査をしますということで理解はしておりますが、これは外部委託のそういう調査会社に委託するかと考えられますが、その中にどうしてもやっぱり村内の文化財でありますので、村内の文化財係の担当が1人ないしは2人がつくことが考えられます

が、この調査をする専門的な資格を持った人が村内の文化財係に今、何人いらっしゃるか伺います。

続きまして、すぐ下の22節今泊区の補償金15万円とありますが、こちらは前村長のほうでたしか15万円アップして565万円の補償金にしましょうということで、今回の補正だと理解しておりますが、現村長の喜屋武村長もたしか8月の選挙期間中に、今泊区民に今婦仁城跡が今既に1億円以上の入場料が入っている中で、今の補償金では少ないと。自分が村長になった場合はしっかりと上げていくということを公言されていまして、今後またこの補償金の見直しというのを、今どのように考えているか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 41ページ、10款2目13節北山高校魅力化事業の講師2名を地域おこし協力隊を活用して、今、嘱託職員として対応してもらっていますが、1年更新の最大2回更新の3年間は地域おこし協力隊として勤務することができます。その後ですね、3年が過ぎた後には地域に定住するのか、あるいはその地域おこし協力隊員がよその地元とか、よその地域に行くのかということは、本人とのこれからの調整次第となっておりますが、地域おこし協力隊自体はそのまま継続して続きますので、人がかわってもそのまま継続をする場合も可能ですし、それから3年が終わった地域おこし協力隊が地元で定住をして、別の雇用形態で残ることも可能ですので、そういう方向でいろいろ調整をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 2番上原議員の質疑について、説明いたします。

45ページでございますが、10款5項3目文化財保護費、その中の委託料の件で、先ほどから渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査委託の件につきましては、委託するという事で業者の選定の件ということで捉えておりますが、本来の形で外部委託、入札に入るかと思われまふ。業者をまず選定をして入札にて決定をするという形になるかと思ひます。そして専門員的な係が常時つくのかどうかというご意見でございましたけれども、実際、委託工事につきましては常時はつきません。調査の段階の業務でありますので委託をし、その中に学芸員という資格を持っている職員が考古学専門が一人おります。その方が最終的な報告書まで作成いたしますが、その資料の提供までいただいて途中途中、いわば監督ですね。現場監督みたいな感じの職員が1人おります。この名前が学芸員ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 2番上原祐希議員の質疑に、お答えいたします。

予算に出ております文化財保護費の中の22節今泊区への補償金ですね。今回は15万円が計上されていまふけれども、村長として今後上げていく計画があるかということですが、村長としては、これは教育委員会の所管になっておりますけれども、この間、かなり世界遺産に登録された後、入場者も30万人近くに伸びて、入場料も1億円近くになりつつあると理解しております。そして私も議員をしているところを振り返ってみますと、あの当時はまだ世界遺産にも登録されていないころは1,200万円ぐらひの入場料があつて、その時期は恐らく今泊区との交渉では3分の1が補償金として支払われたという経過も理解しております。そういう状況の中、あの平郎門から中はほとんど今泊区の財産でありますので、やはり今泊区の協力があつてこの世界遺産に登録された後、また村がこの今泊区と契約して委託管理しております。そうい

うことでかなり登録後、入場者もそして入場料もふえてきておりますので、また今泊区の中からも見直しをしてほしいとうふうな声も結構ありますので、教育委員会とも協議しながら上げる方向で検討していきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 41ページの北山高校魅力化の公営塾の件から伺います。講師、地域おこし協力隊ですが、3年間まずはしっかりやっていただいて、その後、この方々が残るようなことを期待してやっていくということですが、これたしか地域おこし協力隊は1年更新であって、さらにたしか本人たちが残る意思だったり、そういうのも十分尊重されるものだと思うんですけども、大変今、来ている人材もすばらしいと聞いておりますが、やっぱり地域に残りたいと思う、今帰仁村の地域力をしっかり理解してもらわないと、この人たちは今帰仁村でしっかり頑張っていこうという形にはなかなかかなりづらいのかなと思っております。その辺、今来ていただいている二人との関係性といいますか、その辺はどのような形でフォーロといいますか、している現状なのか伺います。

続きまして45ページの13節委託料の渡喜仁についての件ですけれども、監督として学芸員が1人つきますよということでもあります。今帰仁村のほうからですね。先日、城跡に伺った際に、大隅の崩落した城壁の修繕も実際今度始まりますよということで、そちらもこの学芸員1人でしっかり見ながらやっていく現状なのかなと理解しているんですが、結構、城跡以外でもいろいろと発掘調査等、今いろいろと場所が多いという現状も聞いております。その中で、先ほどちょっとありましたけれども、梯梧荘も試掘調査も終わりました、実際今、交渉している側が本調査をしてでもしっかりやっていきたいという形で建設に乗り出した場合には、これからまたそちらも調査をしなければいけない現状であると思うんですけども、その際に、どうしても1人の学芸員という現状は厳しいんじゃないかなというのを感じております。その辺、実際もしかしたら、いつなんどき、こうやって梯梧荘も動くかわからない状況の中で、そうなった場合の対策として、村の考えがあるのかどうか伺います。

あと、今泊の補償金の件ですが、やっぱり教育委員会としっかり相談しながらということでもありますので。たしか私の理解では、ちょっと伺いますが1億数千万円の入場料の内訳として、実際の城跡の入場料と文化センターと折半だと思うんですが、なのかどうか。実際、じゃあ入場料だったら折半であればどれだけなのか、伺います。また、その財源として今、一般会計から来ていますけれども、財政的に厳しい今帰仁村において、実際上げて、しっかり継続していくことは可能なのかも伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2番上原議員のご質疑に、お答えします。

41ページの北山高校魅力化事業の地域おこし協力隊の地域への溶け込み方とか、いろいろな方策等がという質疑でしたが、今、塾長がトヨタを退職して公営塾の塾長になっております。非常に優秀な方で、非常に人間的にも気さくで、毎日教育委員会に来てお昼を一緒に食べながら調整をしたりとか、会話をしたりしております。地域のさまざまなイベントにも顔を出しております、本人は結婚しているんですが、奥さんがまだ本土で仕事をしておりますので、奥さんも4月ごろには呼び寄せて、こちらのほうで生活するという事です。二人とも非常に人間的にもすばらしい人材ですので、いろいろな交流とか、村民との

場を持っていただきながら、たくさんの友人・知人ができるように、こちらとしても支援をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時30分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時30分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2番上原議員の質疑について、お答えします。

学芸員の件につきましてははですね、現在は1人で対応しておりますが、もろもろ発掘事業とかですね、いろいろな要請があって、1人では非常に厳しい状況でございます。しかし今、職員定数が教育委員会部局も上限に達しております、次年度の人員増につきましても、村長部局と総務課と調整をしながら、ぜひ増員の要望をしてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について、説明いたします。

城跡の入場料につきましては、共通チケットでございます。内訳については別々ということではありません。共通チケットでセンターも全部入れるようになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時36分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2番上原議員の質疑に、お答えします。

今帰仁城跡の補償につきましては、3年スパンで更新をしております、ことしの4月にこれまで長い間同じ550万円という金額で推移をしておりました。今回15万円のアップということで補正が組まれているわけですが、これまで年度によって9・11のテロとか、また世界的な情勢の中で観光客の落ち込みがあったりとかということもございまして、昨今は非常に観光客が伸びてきているんですが、そのときに観光客が減ったときにも、その補償を減らすのは非常に難しい部分があったりということで、しばらく同じ補償金で流れてきた推移がございまして、今後もこの更新の時期には状況等を見ながら検討して、この補償金については考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 41ページの公営塾の件から伺います。地域おこし協力隊ですね。やっぱり聞けば聞くほどすごい魅力のある人材が今回いらしているなどというのは実感いたしました。そういう人たちに、この北山の生徒が指導を受けて今後の進路、大学だったり、専門学校だったり、そういう子たちがどんどんいい人材が羽ばたいていって、今帰仁村の北山高校の魅力化につながり、理数科であったり、そういう北山に行きたいという子がふえていくように今、頑張りどきだというのは理解しております。本当に、この地域おこし協力隊、海士町を視察していると思いますので、やはりその地域を本当に活性化していく人材になり得る人たちだと理解しているんですが、その人たちをしっかりとこの地に根をおろしていきけるよう、この講師のお二人にも今帰仁の魅力をしっかり理解していただきながら、ここにいたいと思わせられるような受け入れ態勢をしっかりとやっていただけたらなと思っております。こちらは終わります。

続きまして、今度の渡喜仁のホテル建設の学芸員の件ですけれども、定数上難しいという中で、例えば梯梧荘であったり、そこにホテルが建つことは今帰仁村の経済活性化的にも素晴らしいことではあるんですけれども、ただ、責任を持って見る学芸員が今、事実上厳しい状況の中、どういう弾力的な対応であったり、何か考え得る対策というのを今後講ずることはできるのか。実際、そういう現実が来る可能性もゼロではないと思いますので、その辺、村長は実際に公約にも掲げていますので、何かしら考えがあれば伺いたいと思います。

補償金の件に移りますが、今伺いましたら、やはり厳しいときも含めて今帰仁村としてしっかり対応していただいた経緯というのは理解いたしました。その中で村長のほうがしっかりまた教育委員会と相談する上で、さらなる補償金のアップというのを村民のほうからの声も、今泊区民からの声も聞いて、今後取り組んでいきたいということでもありますので、ぜひ厳しい中ではありますが、実際に具体的な額とかは厳しいかもしれませんが、これぐらいはやっていきたいという思いがあれば、伺いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時41分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時41分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2番上原議員のご質疑について、お答えします。

学芸員の件ですが、今は1名の学芸員で非常に業務が多忙になっております。以前ですね、各市町村の学芸員では厳しい場合には、県のほうに応援を頼みましてということもあったようですが、最近はそのができるのかどうかということも含めまして県と調整をしていきたいと思っております。ただ、恒常的に学芸員が足りない状況ですと、今後の村の事業の進展にも支障を来しますので、次年度の職員配置も村長部局と調整をしながら、職員の定数の改正等も含めまして検討させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 2番上原祐希議員の質疑に、お答えいたします。

これから村長の政策にあります旧梯梧荘の跡利用への景観にマッチしたホテルなどの誘致の件もありましたけれども、やはりこういう事業を進めていく上では発掘は避けては通れない事業でありますので、先ほど学芸員の人数が足りないのではないかということの質疑がありましたけれども、教育長から答弁がありましたとおり、次年度の定数の中で教育委員会と調整して、ぜひこの事業をするために、今の学芸員の数ではもう事業がなかなか進められないというふうな状況であれば、教育委員会とも調整をして定数についても平成29年度に検討はしていきたいと、そのように考えております。ただ、きょうも午前中の墓地条例の審議等がありましたけれども、県からもいろいろ仕事は移譲されてくるんですけれども、それに伴って、即職員の増というものはなかなかできない状況がありまして、職員にもかなり負担をかけている面もあります。そういう全体の中で次年度の定数の中で、教育委員会と調整して増員が必要であれば条例の改正も検討していきたいと思っております。

それからあと1点の今泊区への補償金の問題ですけれども、村長としては上げていきたいということを示明しましたけれども、先ほど教育長から答弁がありましたように、何年か据え置いて、何年ぶりでしたか。七、八年ぶりに15万円アップしたということですが、教育委員会と調整して何年ぶりとかでは

なくて、きちんと毎年やるのか、あるいは3年に1回やるのか、あるいはまた入場料が上がった場合はアップしていくのか。あるいは下がった場合はまた据え置きになるのか。そういうことも含めて少し教育委員会と協議して、今泊区が一定の納得ができるような、こういう補償金についての今後の改定のあり方も含めて検討しながら考えていきたいと思いますが、今は幾らアップするかということは、ちょっと答弁はきょうは控えたいと思います。村長としては文化センターと共通入場券だということも理解しております。その上で、先ほど上げていきたいということを申し上げたとおりであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時46分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時47分)

これで歳出6款から10款までの質疑を終わります。

日程第4. 「議案第44号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

歳入一括、歳出一括で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 一番国保が財政健全化に向けては厳しい状況だと思っております。これは今帰仁村だけではなくて沖縄県全体、戦の云々もありまして、いろいろ原因があると思えますけど、この健全化に向けて黒字財政をしないと一つにまとまらないということですね。あと何年か後に来ますけど、今までは繰上充用で次年度の予算から借りて、今までは対応していますけど、今後はどういった状況になるのか。それと、期限まで本当に今帰仁村の国保が黒字に転じて、ともに参入できるかどうかしないといけないと思いますので。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時48分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時49分)

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 こっちに繰上充用云々あるんですけど、これ、今後どうなるのかですね。じゃあ5ページ、収入1節から行きます。1款国民健康保健税ですが、1目一般被保険者国民健康保険では、この1節医療給付費分現年課税分846万7,000円の説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

歳出との関連でございますけれども、歳出のほうで高額医療に係る不足分の2,400万円を計上しております。その中で、その2,400万円の財源となる部分でございますけれども、国の調整交付金、それから県の調整交付金、それから県の療養給付に係る負担金等が財源元になりますけれども、それでパーセンテージで大体2,400万円のパーセンテージを掛けて確保した残りの額につきましては、医療費給付費の現年課税分で歳入歳出合わせたような形で今回組みさせていただいている現状でございます。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時51分)
 - 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時52分)
- ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。
- 次に歳出について質疑を行います。歳出についての質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。
- これで議案第44号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算については終了します。お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。
- したがって本日は、これで延会することに決定しました。
- 本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

(延会時刻 午後4時53分)